

京都工芸繊維大学

目 次

I	認証評価結果	2-(3)-3
II	基準ごとの評価	2-(3)-4
	基準1 大学の目的	2-(3)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(3)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(3)-9
	基準4 学生の受入	2-(3)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(3)-16
	基準6 教育の成果	2-(3)-28
	基準7 学生支援等	2-(3)-31
	基準8 施設・設備	2-(3)-36
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(3)-39
	基準10 財務	2-(3)-42
	基準11 管理運営	2-(3)-44
<参 考>		2-(3)-49
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-51
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-52
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-54
iv	自己評価書等	2-(3)-58
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(3)-59

I 認証評価結果

京都工芸繊維大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 18 年度の大学改組により学科を廃止し、教育基本組織として「課程」を設置し、従来の学科制にとられない学士課程教育を展開している。
- 教員の活動に関する評価を勤勉手当、昇給等の処遇に反映するための制度が十分に機能している。
- AO入試入学者に対して、国語・英語・数学・物理の入学前教育を通信教育方式で行っている。
- 建築設計学専攻では、修了制作審査員に外国人を含む学外者を加える制度を導入し、客観性の高い評価を行っている。
- 文部科学省特色G Pにおいて、平成 19 年度に「新たな工学的感性を養う教育プログラム」が採択され、「科学と芸術」を中心とした教育を行っている。
- 文部科学省現代G Pにおいて、平成 18 年度に「創造性豊かな国際的工科系専門技術者の育成」が採択され、異なる分野の学生、日本人学生と留学生という背景の異なる学生群を対象に、京都の日本伝統工芸の工房において異文化、異分野の融合を体験させる学習を行っている。
- 文部科学省現代G Pにおいて、平成 19 年度に「京都ブランドによる人材育成と地域創成」が採択され、「京都ブランド創生」という、京都府・市・商工会議所後援の市民開放型全学共通講義を行っている。
- 教員定数に関して、設置基準を超える分をすべて学長裁量ポストとすることにより、学長のリーダーシップが効果的に発揮できる体制を整えている。
- 外部評価において指摘された事項及びそれに対する具体的な対応策を、大学ウェブサイトに公表している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院博士前期課程においては、入学定員超過率が高い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程において、電子シラバスの学生の活用度がより一層上がることが望まれる。

II 基準の評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

開学時（昭和 24 年）に定められた大学の目的は、大学の設立経緯及び大学名称に則して「本学は、工芸及び繊維に関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授し、研究することを目的とする。」となっている。その後 60 年、数次の改革・改組を経て、Technology と Arts を包含する工芸学及び繊維学から発展した Materials Science を対象とする内容を教授・研究する大学として、学則（京都工芸繊維大学通則）上でも開学時の目的を保持し、かつ、明確にしている。さらに、平成 16 年度の国立大学法人化に際し設定した中期目標の中では、大学の基本的な方向を長期ビジョンとして設定するとともに、同年 11 月には大学の理念を策定している。そこでは、大学の目的を踏まえて、基本姿勢として「人類の存在が他の生命体とそれらを取りまく環境によって支えられていることを深く認識し、人間と自然の調和を目指す。」「人間の感性と知性が響き合うことこそが、新たな活動への礎となることを深く認識し、知と美の融合を目指す。」「社会に福祉と安寧をもたらす技術の必要性を深く認識し、豊かな人間性と高い倫理性に基づく技術の創造を目指す。」を掲げ、大学のシンボルマークにおいてもそのことが象徴的に表現されている。

また、課程ごとの教育研究上の目的は工芸科学部履修規則に、専攻ごとの教育研究上の目的は大学院工芸科学研究科履修規則に定めている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学則、理念に定めており、長期ビジョンにおいても設定している。学則は学校教育法に沿って定められており、目的は大学一般に求められる目的から外れていない。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院学則に「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること。」と定めている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の理念は、大学概要、英語版大学概要、大学ウェブサイトへの掲載により、教職員及び学生への周知を図っている。また、平成18年度からは理念を掲載した『ポケットガイド』（携行型）を全教職員に配付し、周知を図っている。新入生に対しては履修要項や学生生活案内に掲載し周知を図るとともに、副学長と学域長が担当する「KIT入門」という全学共通科目において、大学の歴史、組織構成、学生生活、卒業後の進路とともに理念を講義し、周知を図っている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学概要、英語版大学概要のほか、『求人のための大学案内』にも大学の理念を掲載し、周知を図っている。また、この内容は学長メッセージとして大学案内に記載され、年2回開催のオープンキャンパス、高等学校訪問による進学説明会・出張講義において参加者全員に配布している。さらに各地で開催される進学ガイダンスの参加者及び大学訪問者にも配布している。中期目標・中期計画及び諸規則については、大学ウェブサイトに掲載し、社会に公表している。大学ウェブサイトへの訪問者のアクセシビリティの向上に努めた結果、アクセス数は年々上昇し、民間会社が行う「全国大学サイト・ユーザビリティ調査」において、平成19年度は国公立大学中第3位の評価を得ている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成 18 年度に大学の改組を行い、学士課程は工芸科学部 1 学部とし、学科を廃止し教育基本組織として 10 の「課程」を置き、従来の学科制にとらわれない学士課程教育を展開している。そのうちの 1 つである先端科学技術課程は学部共通の夜間主コース（総合課程）となっている。昼間課程である 9 つの課程をその教育上の関連性の強さから 3 つの「学域（カリキュラム上の区分）」に区分し、これら 9 つの課程は大学院博士前期課程の専攻と対応し、学部・大学院教育の連携と、柔軟化及び実質化を図っている。

これらのことから、学部及びその課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

平成 17 年度まで、総合教育センター・全学共通教育部会が教養教育の実施を担当していたが、平成 18 年度以降 1 学部体制となってからは、教養教育は工芸科学部内で行われている。語学を含む教養教育（平成 3 年度以前の保健体育教育を含む。）と複数の課程にまたがる共通の専門基礎教育の実施は、工芸科学研究科に置かれている基盤科学部門が主に担当し、工芸科学部教務委員会、同教養教育・言語教育専門部会が管理している。大学設置基準の大綱化以降、広義の教養教育を全学体制で実施し、担当教員は全部門に及んでいるが、基盤科学部門は、教養教育・共通教育担当の調整、主務担当教員業務の管理、及び人事を行い、工芸科学部教務委員会は、教養教育の改革、再編等を審議するとともに、教養教育履修上の諸問題について解決を図っている。平成 20 年 10 月 1 日現在、基盤科学部門の教授は本務 16 人、兼務 6 人、准教授は本務 13 人、兼務 3 人である。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院には 1 研究科（工芸科学研究科）が設置され、博士前期課程には 11 専攻が、後期課程には 3 専攻が設置されるとともに、博士前・後期一貫課程として先端ファイブ科学専攻（独立専攻）が設置されている。博士前期課程の構成は、学部教育との一貫性を重視する一方、総合的・学際的（工芸学と繊維学の融合）領域の独立専攻を設けるとともに、国際的な基準に基づく実務を重視した建築設計学専攻が設置されている。博士後期課程は独立専攻である先端ファイブ科学専攻を除き、教育上の関連性がある学域の単位で専攻が設置されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断

する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究センターとして12のセンター等（情報科学センター、環境科学センター、機器分析センター、放射性同位元素実験室、生物資源フィールド科学教育研究センター、ものづくり教育研究支援センター、美術工芸資料館、ショウジョウバエ遺伝資源センター、繊維科学センター、地域共同研究センター、インキュベーションセンター、大学院バンチャー・ラボラトリー）が設置されている。これらのセンターは全体として「教育研究推進支援機構」を構成し、相互の連携等を図りながら大学全体における教育研究の発展に寄与している。

センターに所属する教員は、学部・大学院の教育を担当するとともに、各センターは特色ある科目群を提供している。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項の審議は、教育研究評議会及び教授会が行っている。

教育研究評議会は、教育（研究）活動に係る諸重要事項、中期計画及び年度計画、学則、教員人事、教育課程の編成方針等を審議しており、8月を除き月1回開催されている。一方、教授会として工芸科学部教授会及び工芸科学研究科教授会が置かれている。教育研究基本組織は大学院となっているが、工芸科学部における教育・学生指導・学生の在籍・学位に関する具体的事項は工芸科学部教授会で審議されている。大学院工芸科学研究科における同様の事項は工芸科学研究科教授会で審議されている。

学部・研究科両教授会とも、日常的な審議事項については代表者による会議に審議を付託している。学士課程の教育活動については工芸科学部課程長等会議が、大学院課程の教育活動については工芸科学研究科専攻長等会議が付託された事項の審議を行っている。平成19年度には、学部教授会2回、課程長等会議17回、研究科教授会12回、専攻長等会議10回を開催している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程等の検討のため、学部・研究科それぞれに教務委員会が置かれており、平成19年度において、学部教務委員会が4回、研究科教務委員会が4回開催されている。平成16年の法人化に際し、全学レベルの委員会の多くを業務管理センターに置き換えている。教育関連では全学教務委員会を廃止し、総合教育センターを設置している。同センターは副学長2人を正副センター長とし、正副研究科長、各学域長（博士後期課程専攻長）を基幹メンバーとして、教育プログラム改革部会、教育評価・FD部会、地域連携教

京都工芸繊維大学

育部会の3部会を設置し、全学的視点から教育活動を調査・分析し、教育方法等の企画・立案・実施を行っている。センターの会議（運営委員会）は平成19年度中に2回開催され、部会はそれぞれ教育プログラム改革部会が3回、教育評価・FD部会が2回、地域連携教育部会が1回行われている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成18年度の大学改組により学科を廃止し、教育基本組織として「課程」を設置し、従来の学科制にとらわれない学士課程教育を展開している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

平成16年の法人化に伴い、教員人事に関する審議機関である教育研究評議会と役員会の付託を受ける委員会として人事委員会を組織し、教員組織編制（教員配置）についての基本方針を定めている。平成18年度以降、教員組織編制の基本単位は「部門」であり、応用生物学、生体分子工学、高分子機能工学、物質工学、電子システム工学、情報工学、機械システム工学、デザイン経営工学、造形工学、先端ファイブロ科学、基盤科学の11の部門を置き、各部門の責任者として部門長を置いている。各部門には対応する学科・専攻に対して大学設置基準及び大学院設置基準の定める教員数を配置し、それを超える分についてはすべて学長裁量による「全学ポスト」として管理するとともに、教員の性別、国籍、年齢構成等を考慮した教員配置を実施している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成20年5月1日現在の教員数は教授129人、准教授112人、講師4人、助教47人、助手7人で、総数299人（助手を除くと292人）であり、このうち工芸科学研究科に属する者は教授118人、准教授102人、講師3人、助教45人、助手7人、総数275人（助手を除くと268人）である。

さらに、非常勤教員は総数197人（学部172人、研究科25人）が教育に従事している（平成19年度実績）。また、教育研究センター等の、研究科に本務を持たない教員（総数24人）においても、ほとんどの教員が学部及び研究科の教育課程で講義・研究指導等を担当している。

工芸科学部教育課程を担当する専任教員は、平成20年5月1日現在、教授113人、准教授98人、講師3人、助教44人（助手7人）、工芸科学研究科教育課程を担当する専任教員は教授118人、准教授102人、講師3人、助教45人である。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学士課程における専任教員数は、工芸科学部258人（うち教授113人）となっている。大学の目的及び人事基本方針に沿った教員選考及び教員資格審査を実施しており、各課程及び大学全体の収容定員に応じ

定める教員数としても大学設置基準を満たし、必要な専任教員を確保している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔博士前期課程〕

- ・ 工芸科学研究科：研究指導教員 220 人（うち教授 118 人）、研究指導補助教員 48 人

〔博士後期課程〕

- ・ 工芸科学研究科：研究指導教員 101 人（うち教授 101 人）、研究指導補助教員 86 人

大学院の目的及び人事基本方針に沿った教員選考及び教員資格審査を実施しており、大学院課程のすべての専攻において、大学院設置基準を満たし、必要な専任教員を確保している。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員及び教員以外の職員について人事基本方針、人材確保のガイドラインを定め、教員・職員組織の活動の活性化を図っている。その中で、教員の公募原則、任期制の導入を定め、女性の雇用促進及び外国人教員・研究者の確保のための方策も立てている。

柔軟な雇用により優れた人材を確保する方策としては、特任・客員教員制度を導入しており、平成 20 年 5 月現在、特任教員 90 人（常勤型 4 人、非常勤型 86 人）、客員教員 18 人を雇用している。

任期制については、国立大学法人京都工芸繊維大学教員の任期に関する規則（平成 11 年 12 月 16 日制定）に基づいて実施され、平成 20 年 5 月 1 日現在、教授 5 人、准教授 7 人、助教 10 人、助手 2 人が任期付きである。また、平成 19 年 4 月以降採用・昇任されるすべての講師及び助教・助手について任期付きとしている。女性教員は、平成 20 年 5 月 1 日現在、23 人、在籍総教員の 7.7%であるが、人事基本方針において将来的には 10%とすることを目指している。

教授、准教授、講師、助教、助手の平均年齢はそれぞれ、55.0 歳、44.6 歳、42.5 歳、37.1 歳、41.9 歳となっている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

採用・昇任にかかわらず公募を原則としている。人事計画がある組織は学長に申請し、学長は人事委員会に審議を付託し、人事委員会から計画遂行の是非を通知する。申請様式には担当予定授業科目等教育に関する項目が必須となっている。

大学としての教員選考基準及び研究科における選考細則は、大学設置基準の該当項目とほぼ一致させている。平成18年度から大学院を教員基本組織とし、附属施設の教員も大学院の教育を担当している。大学院担当資格は、大学院設置基準該当項目に準拠して定めた基準により認定している。博士後期課程担当教員の選考についても、授業担当主任指導又は授業担当の資格を審査するものと規定しており、いずれも選考委員会を設けて審査している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

毎年、学生による授業評価を定期的実施し、その結果に基づいて教員研修会を開催している。

また、平成18年度に実施した全学の自己点検・評価では、各組織及び教員個々レベルでの教育活動の総括的評価を行っているほか、自己点検・評価に基づき実施された外部評価では、指摘事項についての対応策を大学ウェブサイト上で公開している。

教員は年度ごとに業務計画を提出している。その第1項目(30%)は教育活動であり、各教員はその計画に照らして6か月ごとに自己業務評価を行い、それを管理者(部門長・研究科長)が評価し、半期ごとの勤勉手当に反映する制度が十分に機能している。昇給審査に際しては、1年分の成果に対する『自己成果評価書』を基に管理者が審査を行い、全学の昇給審査会を経て学長が1月時の昇給区分を決定する方式を平成19年度から導入しており、この評価書の第1項目も教育活動の評価となっている。勤勉手当評価と昇給審査は、前者が自己設定業務評価であるのに対し、後者が指定業務区分成果評価となっている。いずれの場合も、評価者は必要に応じ当該教員との面談を行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して極めて適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員による研究活動発表状況の直近5か年の推移は、英文論文で見ると、大学全体で毎年350報程度、邦文による学術論文も毎年150報程度発表されている。

また、この期間における発表媒体の分野別分布を見ると、それぞれの課程・専攻の教育目的と強く関連した分野において研究活動が行われていることが確認できる。

教育内容と研究活動の関連性を具体的に検証するため、各課程(専攻)について代表的な科目と担当者の代表的研究論文、及び平成15~19年の5年間の発表論文数と生涯論文総数(総引用数)を調べると、各教員の研究は、それぞれが担当する教育科目(専門科目のみならず、全学教養科目や基礎専門科目についても)と密接に関連していることが示されている。

さらに、教育と研究との関連については、大学評価基礎データベースシステムにおいて教員研究活動と学生教育実績を収集し、また研究者総覧を電子化してシラバスと接続することにより、教員の研究活動と教育活動、さらには社会貢献のデータ等が統合的に閲覧できるようにしている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務系職員は常勤113人、非常勤63人、技術系職員は常勤32人、非常勤16人、教務職員は1人が配置されている。そのうち、教育支援を担当する部署に所属する事務職員数は、常勤29人、非常勤・再雇用15人である。

教育支援者としての技術職員は、高度技術支援センターとして組織化され、実験・実習の支援、センター義務、研究支援の3つの領域で活動しているが、学生プロジェクト等の教育連携業務にも参加している。

一方、TAは平成19年度において延べ682人を採用しており、総補助時間は32,436時間となっている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の活動に関する評価を勤勉手当、昇給等の処遇に反映するための制度が十分に機能している。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

工芸科学部のアドミッション・ポリシーは、課程・入試区分ごとに定められている。「人材育成の目標」及び「求める能力・適性」は各入試共通であるが、選抜の方針・ポリシーは試験形態に応じて内容が定められており、各募集要項に記載されているほか、大学ウェブサイトの入試案内においても公表されている。

募集要項等は、年2回のオープンキャンパス及び学外各所での入試説明会や、近隣の高等学校等で配布されており、高等学校・予備校等にも送付し、周知を図っている。

大学院工芸科学研究科のアドミッション・ポリシーは、研究科として策定されており、大学院募集要項に記載されるとともに、大学院入試関連ウェブサイト及び各専攻のウェブサイトに明示されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-1-2① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

工芸科学部の入学者選抜は一般選抜、AO入試、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜、3年次編入学試験の5種別があり、一般選抜は前期日程と後期日程の2回に分けて行っている。

一般選抜では大学入試センター試験とともに個別入学試験を課し、その内容は、数学・理科・英語を基本としているほか、総合問題・小論文・面接等も取り入れている。

AO入試では、2回のスクーリングを行うとともに課題提示、グループディスカッション等を課し、大学での学習に対する意欲・熱意等、多様な能力を評価する方式を採っており、合格者に対して、国語・英語・数学・物理の入学前教育を通信教育方式で行っている。

また、これらの入試について、過去2～3年の入試問題は大学ウェブサイトに掲載し公開されている。

学部入学試験は、副学長を委員長とする入学試験委員会と副学長をセンター長とするアドミッションセンターによって企画され、各選抜試験における試験問題の作成・校正・点検及び採点体制並びに試験実施体制等を入学試験委員会が、受験を要する教科・科目、配点その他必要な事項をアドミッションセンターが検討する体制としている。

アドミッションセンターには入試企画室、入試広報室、AO入試室の3部門が置かれ、そのうちの入試企画室が上記の検討を行っている。入試企画室では、入学者選抜方法を調査、分析、企画及び立案するとともに、入学試験の実施内容を企画及び調整している。

大学院工芸科学研究科博士前期課程の入学選抜は一般選抜、推薦入学特別選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の4種別があり、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜は10月入学選抜も行っている。選抜実施時期はⅠ期（8月末）、Ⅱ期（10月初頭）、Ⅲ期（1月末）に分けている。

一般選抜第Ⅰ期では基礎科目と専門科目の筆記試験及び口述試験を課し、外国語（英語）は筆記試験を行う3専攻を除き、TOEICスコアを必須としている。その他の試験区分では、筆記試験あるいは口述試験の専門試験と英語（TOEIC又は筆記試験）、面接等で選抜を行っている。

大学院工芸科学研究科博士後期課程の入学選抜では一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜試験の3種別があり、10月入学選抜も行い、全専攻がすべての区分・日程の選抜を行っている。選抜方法は、英語（筆記試験）と口述試験（専門的学力、研究計画、修士論文等）により行っている。

これらのことから、入学受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生、社会人、編入学生についても「人材育成の目標」及び「求める能力・適性」は共通であるが、受入種別に応じ選抜方針を定めており、それぞれの入学選抜要項、募集要項に掲載している。また、留学生、社会人、編入学生のための過去3年程度の入試問題も大学ウェブサイトにおいて公開されている。

大学院（博士前・後期課程）入試においても、専攻ごとに定められている「人材育成の目標」及び「求める能力・適性」は各入試区分に共通になっている。選抜方針は研究科教授会及び各専攻が定めている。これらのことから、入学受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部入試は入学試験委員会によって実施されている。その実施体制は、入学試験ごとに設定されており、規模によって担当者数は異なるが、基本構造は共通となっている。

入学試験の出題は入学試験委員会が設置する出題委員会によって行われ、採点は別途採点担当者を加えて行っている。これらの委員・担当者は学長の直接委嘱とし、他の一般教職員には秘匿条項とされている。

また、入学試験委員、出題委員等には大学受験学齢期（2年間）の子弟等を有する教職員を充てないこととしており、選抜の公正性が保たれている。

これらのことから、入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。

平成13年に設置されたアドミッションセンターでは全新生へのアンケートを実施するとともに、学生の入学後の成績を追跡調査し、入試区分による成果の差異、入・進学先（学科・課程）による特徴等を分析し、各教育組織に開示している。

そのほか同センターでは、高等学校進路指導教員との研究会（年2回）、オープンキャンパス時のアンケート調査等を通じて外部からの意見を聴取している。

これらの結果は、学部改組による入学選抜の改変（平成18年度入試）、前期重視方式への変更（平成19年度入試）に反映している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 16～20 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。（ただし、平成 18 年 4 月に改組された工芸科学部については、平成 18～20 年度の 3 年分、また、同 3 年次編入については、平成 20 年度の 1 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 工芸科学部：1.08 倍
- ・ 工芸科学部（3 年次編入）：1.02 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 工芸科学研究科：1.45 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 工芸科学研究科：1.21 倍

工芸科学研究科（博士前期課程）については 1.45 倍と入学定員超過率が高い。過去には入学定員の 2 倍以上を入学させる状況が続いていたが、この事態を改善すべく、平成 18 年度に学部・研究科の改組及び入学定員の改定を行い、学士課程の収容定員を 260 人減じ、博士前期課程の収容定員を 164 人増加させている。これにより、定員超過率は 1.32 倍（平成 20 年度）となっている。専攻によるばらつきは、学部の完成年度以降（平成 22 年度）適正化されると思われる。

博士後期課程の実入学者は、5 年間の平均で入学定員の 1.21 倍であり、この 2 年間は定員以上の入学者がある。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、大学院博士前期課程を除いて適正であり、大学院博士前期課程に対しては適正化に努めていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- AO 入試入学者に対して、国語・英語・数学・物理の入学前教育を通信教育方式で行っている。

【改善を要する点】

- 大学院博士前期課程においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

授業科目は、全学共通科目(人間教養科目と言語教育科目)と専門教育科目に大別され、専門教育科目は学域共通科目(専門導入科目と専門基礎科目)と課程専門科目に細分されている。さらに外国人留学生科目(日本語等)、教職関係科目、学芸員資格関係科目を設けている。

人間教養科目は42科目が9つに区分され、「科学と芸術」、「京の伝統と先端」、「科学技術と環境」、「科学技術と倫理」、「ものづくりと技術戦略」の5区分は、大学の教育目標である知性と感性との協奏の実現を目指す教養科目と位置付けている。

言語教育科目は英語(14科目)、ドイツ語(8科目)、フランス語(8科目)、中国語(4科目)に分けられ、このうち英語の4科目が全課程必修であるとともに、これを含む合計10単位の修得を卒業要件としている。

専門教育科目では農学と工学の学位取得に向けた専門分野の授業科目を多数提供しているが、学部内に教育上の区分として「生命物質科学域」、「設計工学域」、「造形科学域」の3学域を設定し、学域に共通な専門基礎科目として、数学、物理学、化学、生物学、情報、その他(インターンシップ等)に区分された科目が提供され、専門科目を履修するための基礎となる自然科学系の基盤学力を養っている。また、低年

次に専門導入科目を設定している。

どの課程においても、履修可能な科目数のおおむね半数以上が全学共通科目（人間教養科目と言語教育科目）である。

学生の多様な学習意欲に応えつつ、課程の目的に沿った一定の方向性を確保するために、科目グループから指定単位数を修得するという選択必修制を導入している。

各課程においては「科目履修の流れ」を作成し、履修要項に卒業要件とともに掲載している。

平成16年度に入学し平成19年度に卒業した学生が修得した科目の内訳データでは、各学科において、20～40%が必修、0～40%が選択必修、30～60%が選択となっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

(1) 教養教育について

教養科目のうち、「科学と芸術」を中心とした教育は、1年次から卒業研究に至る継続的なプログラム「新たな工学的感性を養う教育プログラム」に展開されており、平成19年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択されている。また、教養科目群「京の伝統と先端」のうち、「京都ブランド創生」は、京都府・市・商工会議所後援の市民開放型全学共通講義であり、「京都ブランドによる人材育成と地域創成」の一環として行われ、この取組は平成19年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択されている。

同じ区分の「京の伝統工芸一技と美」、「京の伝統工芸一知と美」は大学院専攻共通科目「京の伝統工芸一知、美、技」（平成20年度開講）と連携し、異なる分野の学生、日本人学生と留学生という背景の異なる学生群を対象に、京都の日本伝統工芸の工房において異文化、異分野の融合を体験させる学習を行っており、「創造性豊かな国際的工科系専門技術者の育成」として、平成18年度文部科学省現代GPとして採択されている。これらはいずれも、歴史都市京都にあつて、伝統文化や伝統産業との深い結び付きを背景に、幅広い分野で常に先端科学の学理を導入し、「実学」を中心とする教育研究によって、産業界や社会に貢献してきた当該大学の歴史と特色を強く打ち出した「教養」教育となっている。また学生個々がそれぞれの専門を学ぶ中で、大学の教育目標を具現化し、社会からの要請に対応していくことを目指す、教養-専門連携型教育となっている。

「KIT入門」は、全学生を対象に、大学の理念や歴史、教育の特色、カリキュラムの設計指針や学生支援策等の情報を理解させ、その後専門分野ごとの近年の研究動向を具体的な事例や経験を踏まえて解説し、さらにキャリアデザインの意識を醸成する内容から構成されている。

語学の中でも英語教育については、専門課程との連携を意識し、平成18年度から English Communication、English Acquisition、Current English の3系列としている。また、平成17年度からは特別教育研究経費（教育改革）の支援を受けた「国際基幹技術者養成教育プログラム開発事業」のサブプログラムとして自己反復学修システム（英語自習プログラム）を運用し、さらに海外の協定大学での海外短期集中語学研修を行い、実践的運用能力の向上を図っている。平成18年度から、大学院工芸科学研究科の博士前期課程入試においてTOEIC（TOEFL）の受験が必須化されたことに呼応し、平成19年度からは、TOEICの高得点者に対して英語の単位認定を開始している。

(2) 専門教育について

平成18年度の改組によって工芸学部・繊維学部を統合し、大学院の研究科（工芸科学研究科：平成元年改組）と対応する工芸科学部としている。各課程の履修は、それぞれの属する学域に共通の科目

である専門導入科目・専門基礎科目と課程専門科目とが有機的に連携している。

平成 18 年度の改組と同時に発足した繊維科学センターでは、全学に展開する繊維科学の教育研究を集約し、学部・研究科に対して課程共通・専攻共通科目群として、センターの専任教員、併任教員、及び客員教員が協力して「繊維科学プログラム」を発足させている。これは、T E S（繊維製品品質管理士）資格取得にも結び付けようという取組であり、生命物質科学域の4課程（応用生物学・生体分子工学・高分子機能工学・物質工学）に共通して開講している。

平成 18 年度から「学生と教員の共同プロジェクト」に対して財政的支援を開始している。平成 19 年度は、「学生フォーミュラ参戦プロジェクト」等5つのプロジェクトを採択し、民間会社が主催している「切削加工ドリムコンテスト」ではアカデミック（大学）部門で金賞を受賞している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

教員は、頻繁に学術集会に参加し最新の研究情報を収集・発信している。英文でのデータベースである Scopus に掲載された教員の Conference Paper は 250 件（平成 18 年）を超え、また海外での国際会議の出席も年間に延べ 200 件を超えている。シラバスに記載された授業の目的・概要を見ると、学士課程においても、最新の研究成果・動向が授業内容に反映しているものが多いことが分かる。広く学界に目を向けて関連研究の動向を注視した結果を示すものとして Review Paper の発表状況で見ると、平成 15～19 年の 5 年間で英文 44 件、邦文 69 件であり、国内外の幅広い研究の成果を反映した教育が行われている。

また、大学ウェブサイトには展開している研究者総覧は、シラバスと連携しており、社会貢献の研究シーズとも連携させて、教員ごとの研究成果と担当科目の直接的な関係が常時閲覧できるシステムとなっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

当該大学において、同一学域内の他課程の授業については、人数制限（実習・実験等）と前履修制限以外の制限を設けておらず、他学域の科目受講も学域長の許可を受ければ可能としている。また協議（単位互換協定）に基づく他大学（短期大学・高等専門学校専攻科ほかを含む）での修得単位も一定単位数内で認めている。

単位互換協定は、専門教育については、京都教育大学、京都府立大学、同志社大学との間で締結しており、大学コンソーシアム京都（構成大学 51 校）とは包括的に協定（単位互換履修生制度）を締結している。平成 19 年度からは、京都府立大学・京都府立医科大学との間で包括協定に基づく教養教育単位互換を開始している。

また海外交流大学のうち学生交流覚書を結んでいる 38 大学において修得した単位も認定可能としている。

インターンシップは期間の長さに応じて 1～2 単位として正規科目化している。大学コンソーシアム京都でのインターンシップ・プログラムのほか、関係企業、公募企業等へ学生を派遣している。平成 18 年度

の実績は、学部学生 15 人（3 年次生 14 人、4 年次生 1 人）、大学院生 21 人（博士前期課程 1 年次生 18 人、同 2 年次生 3 人）である。

一般入試による入学者に対する補充教育は実施していないが、初年次時に行われる理系基礎科目で未履修者に対する対応を取ることにしている。

編入学者については、編入学前に修得した単位の全部又は一部を認定している。認定に当たっては、入学直後に面接及び指導を行い、教育のスムーズな接続に務めている。

学士課程 4 年次生には、博士前期課程の科目の履修を許可しており、学力に余裕のある者、卒業研究に深く関係のある分野を早く学びたい者等に学習の機会を提供している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化への取組として、以下のとおり実施している。

(1) 成績評価基準の明示

個々の科目担当者はシラバスにおいて成績評価の基準を明示するとともに、授業の目的を明らかにし、学習の達成度を見る基準を提示している。

(2) GPA (Grade Point Average) 制度

成績評価は S、A⁺、A、B⁺、B、C⁺、C、F の 8 段階で表している。これを Grade Point に換算し、単位当たりの平均値 (GPA) を成績評価表に明示している。GPA は奨学金、授業料免除、CAP 制度の例外規定適用、研究室配属、推薦大学院入試等多くの場合に活用しているほか、外部に対する成績開示に際しても明記している。

(3) CAP 制度

各課程において 48~50 単位を履修登録上限単位としている。成績優秀者にはおおよそ 2 割ほどの割増を認めている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

夜間主コースは平成 18 年度の改組により「先端科学技術課程」となっており、同課程の収容定員は 170 人、入学定員 40 人、3 年次編入学 5 人である。

夜間主コース科目の大半が 6・7 限目に配置されており、基本的に 6・7 限目の科目のみを履修することにより卒業が可能ないように設定されている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TA の活用等が考えられる。）

全学共通科目及び専門教育科目の授業形態構成は、専門教育科目においては、科目数ではおおむね 70%、

また授業時間ではおおむね60%が講義となっている。講義以外では演習を主とする課程、実験・演習を主とする課程、実習を主とする課程がある。言語教育科目はすべて演習（1単位）とし、必修4単位（英語）を含む10単位を選択必修としている。演習・実験・実習科目の多くは必修であり、卒業研究・製作は課程ごとに7～10単位の必修科目とされている。

実験、実習は少人数制を採用し、TA及び技術職員の支援を得るなど、工夫をしている。また、全学共通科目のクラスの規模は、平成19年度では、受講登録者が20人以下の科目・クラスが71（全248クラス中：29%）であった。

平成16年度に入学し平成19年度に卒業した学生が修得した単位の内訳によると、おおむね講義が60%、実験・実習等が35%であり、卒業研究は（単位数としては）5%程度となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは平成7年度から刊行している。その後、数次の改訂を経て現在、単位数・形態、年次・学期、担当教員名のほか、授業の目的・概要、学習目標に加え各回の項目、内容、履修条件、受講に当たっての留意事項、教科書／参考書、成績評価の方法及び基準（科目の達成目標、目標の達成度の評価基準を記載している場合もある）、備考（JABEE（日本技術者教育認定機構）対応等の説明）を記載項目としている。

平成18年からは冊子体の刊行を取りやめ大学ウェブサイトに掲載する電子シラバスのみとし、教員からも随時、直接入力可能としている。

学生による授業評価に、「シラバスを活用したか」を問う項目（最高4ポイント）がある。その総平均ポイントは2.4、専門教育科目では2.6となっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、おおむね活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自学自習を促すために英語ALCシステム（英語独習システム）の運用、実験実習科目の安全教育や環境教育用のeラーニングの展開を行っている。また、AO入試入学者への入学前教育やプレースメントテスト等を行い、さらに、入学後は課程（学科）専門に対応した学習指導を組織的に行っている。

全課程を通じ、教育目標に照らした教育効果を高めるための工夫として、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業（応用生物）、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器を活用した授業、TAを活用した授業、その他英語教材を用いた担当分野での少人数学習等を実施している。また、自習環境としてのeラーニングシステム(Moodle)の環境整備と提供科目拡大を図るため、eラーニング教育を推進している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

各科目の成績評価基準はシラバスに明示され、学生に周知されている。また、卒業研究については、これを履修するための要件（卒業研究履修要件）が定められており、3年次までに配当の必修科目を含め課程ごとにおおむね100～110単位の範囲で設定されている。

卒業研究の成績評価もシラバスに基準が明記されており、JABEEの認定を受けている課程ではより詳細に策定されている。

卒業要件は、昼間コース130単位、夜間主コース124単位であり、課程ごとに修得すべき科目群の最低修得単位数を履修要項の学部履修規則に明記し、学生に周知している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

個々の授業の成績評価は担当の教員の責任において、公表された評価基準に則って科目ごとになされている。この成績評価の結果に基づいて、課程長からなる単位認定会議において単位の認定が行われ、卒業及び卒業研究履修等の認定は、学部教授会において課程別、個人別の学務データに基づいて行っている。成績評価根拠資料は、原則的に標準修業年限期間は保存され、特にJABEEの認定を受けている課程では、一元管理を行い審査時の開示請求に耐えうる内容としている。卒業研究・卒業制作の評価は、いずれの教育単位（課程単位あるいはコース単位）においても発表会等の場を経て担当教員集団の合議制でなされており、そのプロセスの適正性は確保されている。

また、卒業時にのみ再試験制度を有しており、2科目4単位以内の講義科目については教授会審議の上、これを可能としているが、その成績評価・単位認定についても基準に従って教授会で行っている。

平成19年度卒業生について、各学科・コース（昼間・夜間主）別に卒業までの修得単位と成績内訳（不可・認定を含む）を見れば、成績評価が適切に行われていることを示している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績の発表は次学期開始直後に行っている。また、保証人等宛にも成績を通知している。成績に関して申立てがある場合は、学務課に申し出る制度を採っている。

申し出内容について、担当教員等と検討の上、当該教員又は担当課から回答している。なお、本制度によらず直接担当教員に申し出る場合もある。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院工芸科学研究科博士前期課程の教育は、修士論文（または特別制作あるいは特定の課題についての研究成果）、それと密接に関連する特別実験及び演習（またはプロジェクト、実習）が必修とされ、他は選択とされている。選択科目については原則的に年次配当をせず、学習者自らが立てる学習計画によって履修することとしている。授業科目の開設状況は、博士前期課程で283科目（春学期149科目、秋学期132科目、通年2科目）、（特別実験、演習等を除く）が開講されている。

修了要件として修得すべき単位数（30単位）のうち20単位以上は所属する専攻の授業科目のうちから修得することを義務付けている。各専攻に共通する科目を、数理科学、環境科学、言語・文化学、及び起業論等の分野を中心に開講しており、より広い視野に立った学問の修得を可能にする視点を取り入れている。これらに加え、他専攻・他大学院での科目の修了要件算入を10単位まで認めている。

学位は応用生物学専攻が修士（農学）、建築設計学専攻が修士（建築設計学）を授与するほかは、修士（工学）を授与している。これらの学位に照らして、科学的内容のみならず実践的・応用的内容を有する科目を多く開設している。

博士後期課程で授与する学位は、博士（学術）又は博士（工学）であり、後者は特に応用的・実践的研究成果を上げた者に授与しており、学位論文作成に直結する「特別演習（Ⅰ・Ⅱ：必修）」、「研究指導」のほか、講義科目として96科目を開講し、10単位（5科目）の修得を義務付けている。また、各専攻に共通した科目（8科目）を提供しており、そこでは、数理科学、倫理、国際コミュニケーション及び起業論の発展的内容を提供している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

シラバスの「授業の目的・概要」の記述から、授業の内容が教育課程の編成の趣旨に沿っていることが分かる。

特色ある授業の例として、複数専攻による連携科目「インタラクティブデザイン」、プロジェクト遂行型授業である「デザインプロジェクトA、B」、インターンシップとの一体型授業である「建築設計実務実習」、京都高度技術研究所との連携による遠隔地講義「ベンチャーラボ演習」等がある。

さらに、平成18年度からは、特別教育研究経費（教育改革）の支援により、宮崎大学農学研究科との連携によって生物遺伝資源の応用に必要とされる専門的技術を習得し、法規等の実務を理解する「遺伝資源キュレーター」養成プログラムを開始し、両大学における実習を含めた教育を行っている（平成20年3月第1期生9人が修了）。このほか、教育研究センターでも「環境科学特論」、「広告図像論」、「産業情報論」、「バイオベースポリマー」等特色ある講義科目を提供している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

教員の研究活動や学術集会への参加状況、Review Paper の発表状況は観点5-1-③の分析状況のとおりである。

大学院での具体的な授業内容を見ると、シラバスの概要等に最新の研究成果・動向の反映を明示しているものが多い。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院課程で行っている単位制度の実質化に向けて、個々の科目担当者はシラバスにおいて授業の目的、成績評価の基準を明示し、学習の達成度を見る基準を提示している。

博士前・後期課程の授業は過半が20人以下のクラスである（平成19年度で全226クラス中5人以下56クラス、10人以下38クラス、20人以下54クラス、30人以下27クラス、50人以下39クラス、50人超12クラス）。また修了要件単位30単位の内、10～12単位は必修の特別演習及び実験（プロジェクト、実習）となっている。

平成14年度の秋入学（10月）の導入に伴い、実験・演習を除き授業科目の年次配当はせず、指導教員との協議に基づいた学生の自主的な学習計画に大きく委ねている。

成績評価基準の多くは「(授業に基づく) レポート・発表」を内容としており、授業の欠席を減点対象としている場合も少なくない。期末の筆記試験を課していない授業も多いが、少人数を対象として授業を行い、学生個々の学修成果を判断している。

成績は点数に基づく優・良・可・不可によって開示され、必要に応じて素点（100点満点）の平均等が用いられている。

博士前期課程においても、各専攻は1年次の初めにオリエンテーション、ガイダンスを履行し当該専攻教員担当授業科目紹介、課程の目的、修了要件、単位等について説明している。またいくつかの専攻は、カリキュラム検討委員会等を常設し教育課程の設計・編成・見直し、中間発表会の実施計画の立案等について検討している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

大学院の課程においては、すべての専攻で大学院設置基準第14条特例による教育を実施しており、授業時間帯は17時50分から21時までとし、主に第6時限（17時50分から19時20分）を充てることとしている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

博士前期課程の教育は、必修である特別実験及び演習等（修士論文等と密接に関連）のほかは講義科目を中心に選択授業とされているため、総提供単位数の3/4弱が講義科目となっている。特別実験、演習

等では、週3時間（1学期3単位）という時間割上の配当時間数を超えて実験・演習・実習に当たっており、また、修了要件単位数30単位のうち12単位をこれらの演習等で充足しているため、講義以外の形態による教育は40%以上の比率になる。その内容は少人数による対話・討論型授業となっている。

平成19年度修了生（平成18年度入学生）で、実際に修了までに修得した単位の必修・選択別を見ると、おおむね30～40%を必修科目（演習・実験中心）で、60～70%を選択科目で修得している。

講義と実験及び演習の混成授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディア・情報機器活用授業、プロジェクト型授業、インターンシップ型授業、ネット配信講義、2大学相互訪問型実習、国立12工科系大学の遠隔授業等、多彩な学習指導法の工夫を行っている。特別研究等以外の必修の講義・セミナー・実習の開講や、外部講師の招請による特別講義も開講している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院シラバスは学部シラバスの電子化に呼応して統一化しており、内容は、単位数・授業形態、学期、担当教員名のほか、授業の目的・概要、授業計画項目、受講に当たっての留意事項、教科書／参考書、成績評価の方法及び基準、及び備考となっている。

専攻によっては、専攻独自の説明資料（専攻シラバス）を作成・配付し、講義のより詳細な内容を周知している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院での研究指導は、複数指導制を採っており、前期課程では2人以上、後期課程では3人以上（内各1人が主任指導教員）を、学生ごとに選任している。

研究指導を行える資格は、各専攻の教育課程の趣旨に合わせた内容を審査する委員会を設置し、研究科教授会において審議を経て付与している。

平成19年度修了予定者への調査では、教員の研究指導に対しては前期課程で44.5%の学生が「満足」、43.5%が「概ね満足」、後期課程では16人中13人が「満足」、2人が「概ね満足」と回答している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

研究指導は、博士前期課程の学生については2人以上、博士後期課程の学生については3人以上の研究

指導教員を選任して（主・副担当制）行っている。指導教員には教授だけではなく、准教授、講師も参画している。

研究テーマは、研究室選択の過程で、全研究室のプレゼンテーションが行われ、その後学生（集団）が自らの意思・適性を判断しながら、指導（予定）教員・テーマ群を選択した後、各研究室において指導（予定）教員（複数である場合が通例）と学生（集団）との協議に基づき、研究室の事情・学生の適性・進路の希望等を十分勘案した上で決定している。

大学院学生（主として博士前期課程学生）を学部授業（演習・実験系が中心）のTAとして活用し、教育機能の訓練及び能力の育成を行っている。実験・演習系では、具体的な操作や手法の指導補助を行うことにより、「教育」の機能のみならず、自己の研究活動において活用しうる経験をj得ている。

一方、博士後期課程学生については、RAとして採用し、その研究遂行能力の向上や計画・実行・検証サイクルの修得等に資している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

複数の研究指導教員（主任指導教員及び指導教員）が学位論文に係る指導を行っている。博士後期課程においては、刊行された（掲載決定を含む）学術論文や発表された作品を学位申請の前提としており、基礎となる査読付き論文の指導も研究指導教員が行っている。博士後期課程の学生は全課程平均で年間1報の論文を外部に発表している。

標準修業年限内の修士学位取得率は95%、5年（標準修業年限+2年）以内の博士学位取得率は75%となっている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価・修了認定は、大学院学則、研究科履修規則に基づき行っており、ともに大学院履修要項に記載し周知されている。研究科では、シラバスにおいて成績評価基準を明示することとしており、特別研究など修了認定に必須の科目も対象となっている。

博士前期課程においても、各専攻は1年次の初めにオリエンテーション、ガイダンスを行い当該専攻教員担当授業科目紹介、課程の目的、修了要件、単位等について説明している。

特別制作を課している（専攻全体が特定課題型）デザイン科学専攻、建築設計学専攻では、修了認定の基準や方法を専攻で定めており、学生に周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

個々の授業の成績評価は担当の教員の責任において、公表された評価基準に則ってなされている。この成績評価の結果に基づいて単位の認定が行われ、教授会において修了認定が行われている。評価の適切性の検証は、専攻教員会議や教授会における資料上で総括して行われている。成績評価根拠資料は、標準修業年限期間は保存されている。

工科系大学において教育上重要視されている特別研究・特別制作の評価は、いずれの専攻においても発

表会等の場を経て担当教員集団の合議制でなされており、建築設計学専攻では外国人を含む外部ジュリー制度（審査員に学外者を加える制度）を導入して客観性の高い評価を実施している。

平成19年度修了生について、優、良、可、不可の分布は、それぞれ75%、6.7%、2.4%、15.5%であり、いずれの専攻でも最頻成績は優である。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文は、研究科教授会において学位論文等の審査及び最終試験に係る3人以上の審査委員を選出し、論文ごとにこれらの審査委員で構成する審査委員会が組織されている。ここでは学外審査委員の委嘱も行われている。

書面審査、公開審査、最終試験を経て審査結果案が教授会に提出され、教授会は個別に学位授与の可否について審議し議決している。修士論文でも、研究指導教員は2人であるが、審査委員は3人以上とされている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価に関して、申立てがある場合は、担当課に申し出る制度を採っているが、本制度による申立ては大学院課程では未だない。大学院学生は指導教員と日常的に接触しているため、成績に対する申立ては専攻内で行われることが多い。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 建築設計学専攻では、修了制作審査員に外国人を含む学外者を加える制度を導入し、客観性の高い評価を行っている。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成19年度に「新たな工学的感性を養う教育プログラム」が採択され、「科学と芸術」を中心とした教育を行っている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成18年度に「創造性豊かな国際的工科系専門技術者の育成」が採択され、異なる分野の学生、日本人学生と留学生という背景の異なる学生群を対象に、京都の日本伝統工芸の工房において異文化、異分野の融合を体験させる学習を行っている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成19年度に「京都ブランドによる人材育成と地域創成」が採択され、「京都ブランド創生」という、京都府・市・商工会議所後援の市民開放型全学共通講義を行っている。

【更なる向上が期待される点】

- 学士課程において、電子シラバスの学生の活用度がより一層上がることが望まれる。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

工芸科学部では、学部・学域・各課程で学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針を設定し、大学ウェブサイトの教育・研究欄に記載している。各課程では「教育目標」、「教育プログラムの理念」、「教育プログラムのしくみ」、「卒業時の人物像」を共通項目として、履修要項に記載している。教養教育である全学共通科目についても、言語教育・人間教養双方の教育方針が履修要項に明示されている。

同様に工芸科学研究科でも研究科レベル、博士前・後期課程レベル及び各専攻レベルで大学ウェブサイトの教育・研究欄に明示している。各専攻レベルでは人材の育成についての目標、教育プログラムの内容を示しており、履修要項に明示されている。

達成状況の検証は、成績評価、単位修得、進級、卒業状況を総合教育センター評価・FD部会で行うとともに、卒業（修了）予定学生アンケート、卒業生調査により、学習者側からの主体的達成感を検証している。

これらのことから、教育目標等の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生の単位修得の状況は、おおむね30%ずつを1～3年次に修得し、4年次では卒業研究（単位数で5～8%の重み）を含んで10%程度を修得しており、平均的には順調かつ計画的に学修を行っている。

卒業研究履修の可否については、関門を設けている。卒業研究履修要件は、課程ごとに100～110単位として定められ、その科目構成についても規定されている。

平成16年度入学者（平成18年度3年次編入学生を含む）の在学状況の年次推移を見ると、4年次への進級時に留年した者は、昼間コース10%、夜間主コース19%となっている。さらに、平成16年度全入学者の内79%（夜間主69%）が標準修業年限の4年で卒業し、18%（夜間主24%）が留年している。

博士前・後期課程における修了状況で見ると、博士前期課程は95%が標準修業年限で修了し、博士後期課程では3年で学位を取得するものが50%程度である。博士後期課程は学位論文の提出は、刊行された（掲載決定を含む）学術論文や発表された作品を前提条件としている。学士学位論文や修士研究の内容を国内外の学会で発表することが通例的に行われており、学会発表や論文発表に馴染まない制作分野では、各種

コンペティションへの作品応募や、作品発表がほぼ義務化されている。

大学院学生は、平成20年5月現在、博士前期課程929人、博士後期課程182人が在籍している。ほぼ全員が在学中に2度は発表（学会あるいは作品）を行い、論文になるのは平均すると博士前期課程で30%、博士後期課程では100%（1人1報）となっている。

知的財産における大学院学生の寄与率は平成16～19年度で10～50%である。近年は増加傾向にあり、在学中の独創的な研究・開発が実を結んでいる例がある。

また、卒業（修了）生の資格としては、建築士（造形工学）、教育職員（全分野）、学芸員（全分野）があり、大学院修了生の一級建築士の合格者は、平成18年度56人、平成19年度90人で、国立大学の中では第1位である。教育職員免許（課程により理科、数学又は工業）は、例年40人程度が取得し、実際に中等教育教員となる者は2～3人程度である。

美術工芸資料館は博物館法第29条に規定されている文部科学大臣指定博物館相当施設であり、同館において行う博物館実習を含む所定の単位修得により、例年5～10人程度が学芸員資格を得ている。さらに、毎年4～8人が弁理士試験に合格している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

授業評価のアンケート項目「授業の内容及び関連する分野への関心が高まった」は、4段階評価で2.9であり、専門性の高い授業では3.0となっている。各科目の学習目標に対して、学生が達成度を自己評価した結果では、各分類・学期とも2.6～2.8である。自己評価達成度の平成17年度からの年次推移を見ると、年度間のばらつきはあるが、2.5強程度という傾向は変わらない。

一方、卒業（修了）時の出口調査では、学生自身による自己評価達成度は、学部で平均2.9、博士前期課程では3.0、博士後期課程で3.3となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年度学部卒業生（平成21年度末までは工芸学部・繊維学部体制）の進路を学科別に見ると、学科によって高低があるが、全体で60%程度の者（昼間コースでは68%）が大学院に進学し、進学率の高い化学・生物系の昼間コースでは80%程度に及んでいる。夜間主コースでも既就職者を除き40%以上が進学している。博士前期課程の修了者は90%が就職し、博士後期課程への進学者は5%程度である。

就職者の職種を平成19年度卒業（修了）生で見ると、技術者と研究者で過半数を占め、学部卒で75%以上、博士前期課程卒で80%以上がこれらの職に就いている。業種では製造業、建設業、情報通信が中心であり、この3業種で学部卒では75%、博士前期課程卒では90%近くを占めている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成15年度以降、卒業（修了）生の中から専攻・学科ごとに協力者を募り、年1回卒業生・修了生調査協力者会議を開催し、社会での経験を経た視点から大学の教育等に対する意見を対話形式で聴取してい

る。

平成19年秋に、平成18年度卒業生で当該大学院博士前期課程1年に在籍している者を対象とした予備的出口調査を行った結果では、4段階評価で全体的満足度は平均で3.0、学習・研究達成度では平均で2.8という数字が示されている。

平成18年度の改組の際に、学外関係者からの意見を広く聴取しているが、大学の教育実績等を高く評価する意見が多く見られる。

平成20年4月には、改組後2年を経過したことを踏まえ、主に教養教育について就職先企業120社にアンケート（「教養教育」に関する調査）を行っている。その中での教育分野を評価する設問に対する回答では、自然科学系基礎教育、専門分野の教育、また職業意識・工学的倫理、感性や芸術、歴史に関する教育が高く評価されている。その一方で、語学教育や知的財産に関する教育は比較的低い評価になっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学院修了生の一級建築士の合格者数が、平成18年度及び平成19年度において国立大学の中で第1位である。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学生に対するガイダンスは入学式の前日の学務関係オリエンテーションに始まるが、その内容は以下のとおりである。

- ・学部オリエンテーション：学部長による学部の案内、副学部長（学部教務委員会委員長）によるカリキュラムの説明及び全学共通科目のオリエンテーションに続き、学務の履修上の注意。
- ・課程別オリエンテーション：課程長（学科長相当）による専門科目や履修コース・科目群選択の説明及び卒業までの授業等履修の流れ。

応用化学系では2年次に3課程に分かれるため、1年次の末に課程分属の説明が行われている。夜間主コースである先端科学技術課程は総合コースとして学生を受け入れており、年次の進行に伴って漸進的に専門性を高める構造となっているため、1年次から2年次への履修コース分属、3年次及び4年次（予定）の各年次開始時にオリエンテーションを開催し専門選択のガイダンスを行っている。

卒業研究配属先の選択は、3年次の授業期間終了時に各学科で全対象学生に対して全研究単位の代表が説明会を開催している。

入学（進学）時のオリエンテーションは博士前期課程においても専攻単位で行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学習相談は以下の3つを実施している。

- (1) スタディ・アドバイザー（SA）：各課程各学年に、教員のSA（原則1学年2人：教員1人当たり学生39.7人）を配置している。SAは、対応可能時間帯を明示しており、平成19年度の相談件数は223件となっている。
- (2) オフィスアワー（OH）：約60%の教員がOHを設定しており、平成19年度における相談件数は704件となっている。
- (3) ピアサポーター（PS）：入学期に新入生歓迎実行委員会が、新入生の大学生活への導入支援を行っている。

そのほか、学務課内に履修アドバイザーを配置し、事務系の学修支援機能を強化している。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査を平成19年12月に実施し、入学・進学・学業・就職等の8分野にわたり設問を設け、学生の声を聴取し報告書を発行するとともに、大学ウェブサイトに掲載して学内への周知を図っている。

副学長と学生及び学生関連職員と学生とのランチタイムミーティングをそれぞれ年1回開催している（平成19年度参加者53人/27人）。また、意見箱を学内2か所に設置している（平成19年度3件）。また、ウェブサイトを用いた履修等に関する照会（平成19年度4件）を行っている。

これら学生の意見は、学内諸センター等へ配付して、支援策の改善を促しており、これまでに、学内で使用できるパソコンソフトのバージョンアップ、学生自習・談話スペースとしてのプラザKITの設置、履修相談時の窓口対応改善、学務関係ウェブサイトのリニューアル、グラウンドの整備等の実現につなげている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生への支援については、留学生チューター制度を設け、大学院学生が、学部学生（1～2年次生）及び大学院学生等に対して学習の個別指導を行っている（平成19年度配置実績59人）。また、チューター制度適用年限を超えた留学生をカバーする共通チューター制度も設けている（平成20年度前学期配置実績12人）。

また、留学生の修学等の支援のために、各課程及び専攻に留学生支援を担当する留学生担当スタディ・アドバイザーを置いている（平成20年度配置実績19人）。

夜間主コースの授業は17時50分から21時までの夜間を主に開講しており、社会人学生に対応している。学習支援は、学部体制として構築し、科目・コースの選択から個別学習上の相談までを、副学部長、課程長、副課程長（計4名）が当たっている。また、学務課及び学生サービス課では、授業開講時間中の窓口対応を行い、学生に対する各種説明会（教育実習や介護等体験等）も18時頃から実施するよう配慮している。

大学院の課程においては、すべての専攻で大学院設置基準第14条特例を実施している。同特例による授業時間帯は、17時50分から21時までとし、主に第6時限（17時50分から19時20分）を充てることとしている。また、修士課程では特別研究以外に課題研究を選択できるシステムを導入し、在勤場所での研究が容易になるよう変更している。さらに、平成20年度より社会人特別選抜による入学者を対象に、在勤履歴そのものを社会活動としてインターンシップの形で単位化し、より学習を行ないやすいように変更している。さらに、博士後期課程では、平成20年度に標準在学期間を2年間とする社会人コースを設置している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自習室は、附属図書館に合計9室あり、プラザKITや学生会館学生談話室等も利用されている。

随時アクセス可能な情報端末は情報科学センター自習室等に計52台が設置され、情報科学センター演習室（70台）も授業使用時以外は自習に開放されている。モバイル機向けに、DHCP情報コンセントが100ポート余り、DHCP無線アクセスポイントが44か所設置されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

法人化後、正規課程以外の課外活動を再定義し、学生課外活動団体要項を制定して、中長期的な施策の企画立案・実施の礎を築くとともに、従前の学生団体部室使用要項を改訂し、課外活動の健全な活性化を図っている。

課外活動団体は年度単位の申請・許可制（更新を含めて）を採っており、学生支援センター・課外活動部会が中心となって、その活動の是非、問題点の把握等に当たっている。毎年2月にはリーダーシップ・トレーニングを開催し、その際に、各団体の要望を聞くとともに、大学の考え方への理解を促している。これらの要望により、部室棟塗装工事、グラウンド・テニスコートの除根草工事等を行っている。

学生自治団体は、学友会と学生自治会が併存しており、後者は学部・大学院組織の改組を受け、これらを一歩化した自治組織への改編を行わせている。

課外活動団体は、学友会の下で、スポーツ系の団体による体育会とそれ以外の団体による文化団体連盟とを組織しており、団体に共通な事柄の申し出、伝達はこれらの連合団体を通じて行われる。部室（計60室）の配分、自主管理等はこれら連合団体に委ね、自主的かつ自律的な活動を促されている。

財政支援は大学が行うもののほか、学生の家族及び教職員で構成する学生後援会も行っている。

学生生活の充実と活性化を図ることを目的とした「学長表彰」（学生表彰制度）には、学業成績優秀者、学術研究活動、社会活動のほか、課外活動をも含めており、これまでに社会活動3件、課外活動2件を表彰している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生生活（学修）支援は、学生相談室、学生支援センターが中心となって、学内諸センター、諸課と連携して行っている。個別の活動としては以下の内容が挙げられる。

- (1) 学生相談システム：総合的な観点から相乗効果的な支援を目的とする新学生相談システムを平成18年度より実施している。
- (2) ハラスメント関係：学内にハラスメント防止委員会を設置し、教職員からなるハラスメント相談員を配置している。
- (3) 学生相談に関する学外機関との連携
 - ア) 消費生活関係：京都府消費生活安全センター、京都市市民生活センター
 - イ) 犯罪・交通事故関係：京都府交通事故相談所、京都府警察（府警本部犯罪抑止対策室、下鴨警察署ほか）

ウ) ハラスメント関係：京都府女性総合センター、京都市女性総合センター・ウイングス京都相談室等

エ) 心身健康関係：大学周辺の20医療機関

(4) 就職支援

平成18年9月から学生サービス課内に就職主幹を配置し、就職支援係、非常勤キャリアアドバイザー（4人委嘱）等とともに就職支援活動を行っている。理工系大学の状況から、求人票情報提供等の直接的支援のほか、求職活動への心構え等に力を注いでいる。

(5) 健康支援・メンタルヘルス支援

保健管理センターに常勤の医師及び心理カウンセラーを配置し、学生の心身健康相談を実施しており、非常勤医師2人、非常勤カウンセラー1人を配置し、心身両面からのケアの充実を図っている。これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

平成19年12月に実施している学生生活実態調査は学修支援と生活支援の双方を含み、学生生活全体にわたり学生の声を聴取し、報告書を発行するとともに大学ウェブサイトに掲載して、学内への周知を図っている。

また、副学長と学生及び学生関連職員と学生とのランチタイムミーティングでも、生活に関する学生のニーズを直接的に把握することに努めている。学生の意見は、学内諸センター等へ配付して支援施策の改善を促しており、学生生活関連では、水泳プール、部室棟、グラウンド、テニスコートの改修工事、学生寄宿舎のシャワー水の温度改善・共用洗濯機修理等を行っている。

大学ウェブサイトにも各業務担当者の電子メールアドレス・内線番号を掲載して意見等が寄せられるようにしている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生チューター制度を活用し、学修支援だけでなく生活支援も実施している。また、学内の有志の学生、OB及び職員により、留学生交流支援ボランティア組織（KITICO）を立ち上げ、留学生との交流事業を行っている。

京都府との連携により留学生に対する特別の就職支援として、留学生用就職フェア事業への協力や留学生ジョブ・カフェ情報を提供している。留学生の携帯電話に対して定期的に電子メールを送信することにより、情報提供及び情報収集を行っている。国際交流会館、民間賃貸住宅及び各種奨学金の情報提供について、一部は提携民間業者によるアドバイスを取り入れて行っている。

車椅子使用学生への対応については、所属課程、各課・センターにおいて支援チームを組織して対応するとともに、さらにエレベータ未設置建物へのエレベータ設置等の就学環境の整備を推進していくこととしている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

入学料及び授業料免除、奨学金等の学生支援事業、学生寄宿舍・国際交流会館・下宿、アルバイトの紹介等の福利厚生事業については、学生生活案内に掲載するとともに、大学ウェブサイトに掲載し、周知が図られている。

入学料免除の平成20年度実績は、全額免除8人、半額免除18人、授業料免除の平成20年度前期実績は、全額免除183人、半額免除107人である。

また、平成20年度については、文部科学省「再チャレンジ支援プログラム」による授業料免除を行い、前期実績として全額12人、半額7人を免除している。

大学独自の制度として21世紀K I T特待生制度を設け、学士課程に在学する優秀な学生に、平成20年度は21人の授業料免除を別途行うとともに、大学基金による奨学金制度を設け、博士後期課程1年次に在学する優秀な学生に、平成20年度は5人で総計500万円の奨学金を付与している。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学生制度では、平成20年10月現在、第一種は学部学生348人、大学院学生218人が採用され、第二種では学部学生605人、大学院学生218人が採用されている。

そのほか、学生生活相談室における経済面での相談に対して、日本学生支援機構奨学生の緊急採用措置など多様な支援制度を活用させるとともに、学生後援会による一時貸付金制度を利用させている。

120室の個室を有する学生寄宿舍を整備しており、平成20年10月現在の入居者は109人である。

一般的なアルバイトの斡旋に加えて、学内で行われる臨時雇用（アルバイト）の一括管理を行い、学生の学内就業を促進するべくシステムの構築を行っている。

消費者被害等の防止に向けた取組として、全学生を対象に「消費者被害等に関する説明会」を、学外の関係機関から講師を招聘して年1回開催している。さらに、消費者被害等に関する啓蒙パンフレットを入学時に全員に配付するとともに、在学生にも学生センター窓口で随時配付している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学独自の制度として21世紀K I T特待生制度を設け、学士課程に在学する優秀な学生に対し授業料免除を行うとともに、大学基金による奨学金制度を設け、博士後期課程に在学する優秀な学生に奨学金を付与している。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリエーションへの配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 122,072 m²、校舎等の施設面積は、78,590 m²となっており、各々大学設置基準で定められた基準を満たしている。

工学・農学教育に必要な実験・実習工場及び農場を備え、松ヶ崎キャンパスに設置基準上必要な附属図書館・運動場・校舎等施設、実験研究棟、講義棟、体育関連施設等を整備している。

講義室は 41 室 5,223 m² 4,799 席を整備し、実験・実習室は 304 室 8,489 m²、演習室については、82 室 4,613 m²を整備している。

キャンパス内の施設・設備については、キャンパスマスタープランに基づき、安全・安心な教育研究環境の整備を計画的に進めている。耐震化工事は平成 20 年度内にほぼ完了する予定である。

また、京丹後市より土地・建物の無償貸付を受け、京丹後キャンパス地域連携センターを設置し、地域、社会貢献、産学連携に活用している。

情報処理学習のための施設、情報科学センター演習室並びに 8 号館 2 F 情報科学演習室等に自主的な学習環境を整備している。

平成 16 年に全学生を対象に施設満足度調査を実施し、調査結果により、自学自習室の設置をはじめとした附属図書館、トイレの改修等を計画的に進めている。

バリアフリー化への整備は、スロープ、障害者用トイレ、自動ドア、階段点字タイル等計画的に実施している。また、エレベータ未設置棟（3号館）のエレベータ設置を進めている。

なお、学生の実習によるウッドデッキの作製、学内設計コンペティションによるアメニティ施設の整備や、文部科学省現代 G P 「京都ブランドによる人材育成と地域創成」の実践の場として京町家改修によるセミナー室設置等、学習教材としても施設を整備している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

学内基幹情報ネットワーク（K I Tnet）は ATM-LAN バックボーンと G b E（Gigabit Ethernet）バックボーンによって構成されている。さらに、S I N E T あるいはビジネス eo を利用して、学外のイン

ターネットに 100Mbps で接続されている。K I Tnet には、情報科学センター内に設置されたサーバ群並びに情報科学センター内の演習室・自習室、及び学内数か所に設置されている演習用端末が接続され、研究室等で約 5,700 台の機器が接続されている(平成 19 年 12 月時点)。松ヶ崎及び嵯峨キャンパスに、K I Tnet に接続可能なDHCP情報コンセント 55 室 132 ポート、無線DHCPアクセスポイント計 44 か所があり、eラーニングシステムによる学習やウェブサイトによる受講登録等に活用されている。

各学生は学内アカウントを有しており(平成 20 年 5 月現在学生用アカウント数 4,253)、電子ジャーナル(総タイトル数 2,215)及び学術文献データベースが利用できる環境を整えている。

情報セキュリティポリシーを制定し、個人情報については、監事を監査責任者とし、毎年、監査を実施している。

情報ネットワークは、学内のネットワーク機器構成等のデータをウェブ上に蓄積し、管理者間でデータを共有することによって、安全性を確保し、維持・管理業務の円滑化を実施している。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

学内の各施設・設備、課外活動施設等の利用については、学生生活案内を作成・配付し、入学時の新入生ガイダンス等において周知している。

工学・農学系で演習・実験・実習が多いことから、設備利用の安全教育として、安全の手引を作成し、周知している。

環境マネジメントシステムを構築し、平成 15 年に I S O 14001 を、理工系大学としては全国に先駆けて、学生も含めた全学で取得し、全学で環境教育のみならず安全衛生活動に取り組んでいる。環境マネジメントシステムの「実験系サイト研修」を定期的実施しており、4 年次生以上の学部学生、大学院学生及び新任教員を対象として、受講を義務付けている。

さらに、教育研究プロジェクトを支援、推進する施設として総合研究棟及びプロジェクトセンター棟を整備している。これらの施設の利用については、「京都工芸繊維大学における共同利用に係る施設の活用に関する基本指針」に基づき利用・応募要領等を整備し、周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館の蔵書は、平成 20 年 3 月末現在 373,084 冊あり、目録データすべてが O P A C (Online Public Access Catalog) で検索可能である。電子ジャーナルは 2,215 タイトルを導入し、さらに学術文献データベースも導入している。附属図書館のウェブサイト「K I T 学術ポータル」として整備し、ここから O P A C、電子ジャーナル及び学術文献データベースへの一元的なアクセスを可能としている。

学生用図書については、シラバスに記載されている教科書、参考書を購入し、「シラバス掲載図書コーナー」に配置して学修支援を図っている。また、学生による選書ツアーを実施し、希望図書を優先的に購入している。

附属図書館は、月～金曜日の通常開館(9時から21時)のほかに土曜日も開館(10時から17時)しており、試験期間には日曜日・祝日も開館(10時から17時)している。平成 19 年度は 1 日平均 625 人の入館者があり、33,184 冊の図書を貸し出している。座席数は 490 である。

美術工芸資料館は、前身の京都高等工芸学校創設時(明治 35 年)から、教材として収集してきた資料

を所蔵している。これらは研究・教育資料として活用しており、調査・研究を終えたものから、順次「企画展」として有償で一般に公開している。

ショウジョウバエ遺伝資源センターは、世界一の維持系統数を有し、研究者の要請に応じて実費で提供すると同時に、新しい有用系統の開発・系統維持に関わる研究を推進し、ショウジョウバエ遺伝資源の国際的研究拠点として事業を展開している。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成15年度にISO14001の認定を受け、全学で環境教育のみならず安全衛生活動に取り組んでいる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

在学状況や退学・休学・除籍等の学籍データ、成績、カリキュラム等の教務データは学務課において収集・管理している。一方、総合教育センターにおいては、教育活動の実態を示す資料・データとして、授業評価アンケート等の調査結果の情報を適切に収集、蓄積している。

大学評価室においては、自己点検・評価等に資するため教員から教育活動状況、研究活動状況、社会貢献活動状況等に関する情報を収集し、「大学評価基礎データベースシステム」を構築している。これらのデータ・資料を活用して平成18年度に全学の自己点検・評価及び外部評価を実施している。

また、JABEEの認定を受けている機械システム工学課程（機械システム工学科）、高分子学科では、認定の要件となる教育活動の実態を示す資料・データ等の適切な蓄積体制を課程（学科）単位でも整備している。

教員の教育活動に関する定期的な評価を、業務計画方式と到達度方式の併用で行っており、これらを通じても教育活動を把握・蓄積するよう務めている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見聴取の機会としては、授業評価アンケートの自由記述欄、卒業（修了）予定学生アンケート（出口調査）、法人化に伴い施設整備の方針を検討する目的で平成16年度に実施した施設満足度調査、平成19年12月に実施した学生生活実態調査、課外活動団体等のリーダーと副学長との懇談会「ランチタイムミーティング」等がある。

これらの結果は平成18年度実施の自己点検・評価及び平成20年度実施の大学機関別認証評価に向けた自己点検・評価等に反映されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外関係者の意見聴取の機会としては、卒業生・修了生調査協力者会議、教育懇談会、平成18年度自

己点検を基に実施した外部評価、就職先企業調査等がある。

卒業（修了）生の評価では、まじめで基礎学力があり、専門技能に優れているという学内外で一致した項目もあるが、英語力や知的財産知識等は学内外で一致しておらず、社会へのアピールが必要な項目もある。

これらの結果は平成 18 年度実施の自己点検・評価及び平成 20 年度実施の大学機関別認証評価に向けた自己点検・評価等に反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

学生からの意見聴取、学外関係者からの意見等は、総合教育センターから該当部局・部署（課程・専攻等）に提示し、対応結果を集約している。

外部委員からの指摘事項である 5 年次以上の学生に対する効果的な履修指導の具体化については、スタディ・アドバイザー制度を中心に履修指導・助言を実施するよう改善している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

各教員は、教員評価や学生による授業評価結果に基づいて、授業内容、学修目標、授業計画、成績評価方法等を改善し、シラバスや授業方法を改良している。

期末手当に反映させる業務評価を、年度始めに提出する業務計画書に基づいて行っており、各年度の業務計画書自体を、1 次（部門の長）、2 次（部局の長）による判定を受け、必要によりヒアリングを行い、計画自体の内容・レベルを評価している。この業務計画のおおむね 1/3 は教育業務であり（センター等の教員の場合は異なる場合がある）、これらのプロセスにおいて、それぞれの質の向上・授業等の継続的改善を行っているか否かが判定され、不足の場合は計画自体の再策定を求めている。

新任教員への教育上の研修については、総合教育センター運営委員会において新任教員研修実施要領を定め、初めて講義を担当することになった教員は、「公開授業に参観して報告書を提出し、教員研修会にも参加すること」、「本人の希望により、課程長や専任教員の授業参観や指導を受けること」としている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動は、総合教育センター評価・FD部会を中心に行っている。学生のニーズは学生による授業評価項目及び授業評価アンケートの自由記述欄や卒業（修了）予定学生アンケート（出口調査）、学生生活実態調査（V. 大学への要望欄）等を集約している。教職員のニーズは、同部会構成員の意見交換、同部会長が委員長である学部教務委員会委員の意見集

約のほか、教員の担当授業科目アンケート、FD研修会における質疑、公開授業アンケート等から聴取している。これらは、同部会の次期活動計画策定に反映され、改善実施されており、教員の担当授業科目アンケートは、教員からの「授業者側からの意見を聴取すべきである」という提案により行われたものとなっている。

FD研修会は学内外の講師を招き開催しており、新任教員には参加を義務付けている。

また、教育内容や教育方法の改善のために教員間の授業参観が実施され、参観者及び授業者からはレポートを収集し、情報交換・自己改善の記録としている。対象授業は、前年の学生による授業評価において高評価のものから選定し、新任教員には、最低1授業への参加を義務付けている。

大学院における研究指導の適切性は、中間発表会や学位論文公聴会において、学生の研究成果を通じて専攻担当教員全員に提示されることとなり、またその数値的総括が研究科教授会において、学位授与の適否審議の形で可視化されている。

これらの各種FD活動の内容・成果は各年度の内容を上記研修会で部会責任者が発表するとともに、隔年に発行するFD部会報告書に分析とともにまとめられ、教員に配付されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-2② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

学生による授業評価アンケートは、回収後統計処理した上で各授業担当教員に戻しており、質問項目「改善して欲しい点があるか」について、平成17年度と平成19年度で比較すると、若干の改善が見られる。

一方、平成19年度に行った教員の担当授業科目アンケートでの質問項目「これまでの授業評価アンケートを参考に授業を行った。」(4段階評価)では、平均値2.95であり、「次年度に向けて授業に対する改善事項・目標等」では、「より参加・対話型の授業とする」、「内容や進行バランスを見直す」、「よりわかりやすく授業する」、「教材を工夫する」、「レポート・小テストなどを活用し学習意欲を高める」等の回答が多く寄せられている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

技術職員は、スキルアップのための研修に参加し、労働安全衛生法に関する資格取得等に努めている。現在、技術職員24人中18人が特定化学物質作業主任者、有機溶剤作業主任者、クレーン運転特別教育等16種の資格を取得している(取得資格数61)。また、事務職員176人中15人が11種の資格を取得している(取得資格数25)。技術職員は、教育面では、平成19年度から個人の技能向上に加え、科目別の授業支援報告書に基づき、実験・実習の改善策を検討するとともに、教員FD研修会にも代表者を参加させ、教育力向上に努めている。TAについては、科目別の実験実習に関する安全講習会を行い、教育補助者としての基本内容を周知している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 19 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 33,482,342 千円、流動資産 2,786,087 千円であり、資産合計 36,268,429 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 3,725,734 千円、流動負債 2,076,706 千円であり、負債合計 5,802,440 千円であり、これらの負債は国立大学法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 4 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金については、科学研究費補助金申請アドバイザーの設置や採択済計画調書の閲覧等に取り組んでおり、安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 16~21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、財務委員会、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成19年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用8,097,608千円、経常収益8,322,043千円、経常利益224,435千円であり、当期総利益は466,329千円、貸借対照表における利益剰余金1,096,104千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度「予算編成方針」を策定し、財務委員会、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が教育研究活動に必要な経費を配分している。

また、公募方式により重点配分を行う教育研究推進特別経費を創設し、配分に当たっては、計画立案方式を導入し、投資効果をモニタリングするために活動計画書、事業計画書及び成果報告書の提出を義務付け、評価結果を次年度以降の配分に活用するなど、教育研究経費の適切な資源配分に努めている。

施設設備の整備については、キャンパスマスタープラン等を策定し、必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を官報に公告し、当該大学のウェブサイトで公表している。なお、決算の概要を作成し、官報公告前に当該大学のウェブサイトで公表するなど社会に対し迅速な情報公開に努めている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則及び監事監査実施細則に基づき行っている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、財務課総務係において日常的に会計伝票の監査を行うとともに、会計規程及び内部監査実施要項に基づき年1回実施している。また、平成17年度より公認会計士を監査員に委嘱し、研究室等での実査を実施するなど、独立性を担保した監査体制及び内容の強化を図っている。

また、平成19年10月から教員による物品等発注を制度化して会計上の責任を持たせるとともに、検収センターを設置して検収（納品の事実確認等）を確実に実施する体制を整備するなど、教員による公的研究費等の不正使用の防止方を構築している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

学長の下に、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。学外者の意見を大学運営に取り入れる機会として、5人の学外委員を含む経営協議会を年3回開催している。

また、役員会の下に、将来構想、人事、財務、広報、大学評価、知的財産の法人経営に関わる戦略組織（大学戦略室）を設置している。併せて、教育研究に関する業務を担う8つの業務管理センターを設置している。これらの組織は、理事（副学長）が主宰している。

事務組織は、理事を兼ねる事務局長が統括する事務局を置き、事務的業務、技術的業務を全学一元的に実施している。平成20年5月1日現在、事務系124人、技術系24人、その他3人を配置している。事務組織は、平成16～17年度に自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて見直しを行っている。

危機管理は、総合的なリスクマネジメントとして、労働安全衛生、防犯・防災、施設・設備、学生の事故・不祥事等、入試業務、職員の事故・不祥事、セクハラ等の人権侵害、情報セキュリティ等に係る安全管理・危機管理に対応するため、役員会を危機管理統括及び対策本部とする体制を整備している。

また、当該大学役職員・学生（近隣住民等を含む）の安全確保を目的として京都工芸繊維大学危機管理規則を定めている。併せて、同規則に基づく危機管理に関する基本的な指針としての危機管理指針、及び災害が発生した場合の対応を示す危機対応マニュアルをまとめた『危機管理の手引き』を整備している。

さらに、事故、災害、不祥事等の不測の事態が発生した場合に、社会への説明責任を適切に果たすため、緊急時における『報道機関対応マニュアル』を整備している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長のリーダーシップを支える組織として、経営に関わる戦略的な重要事項を担う戦略組織である大学戦略室を設置している。また、教育研究に関する業務を担う8つの業務管理センターを設置している。

これらの組織は、それぞれ4人の理事（副学長）が主宰し、さらに毎週情報交換を行うことで、相互連携を図りつつ、意思決定の迅速化、効率化及び適正化を図っている。また、新規事項や複合的な事項に戦

略的かつ迅速に対応するため、学長、理事及び副学長をもって構成する企画運営戦略会議を設けている。さらに、学長裁量の経費とポストにより戦略的な運営を実質的に実施している。特に教員定数に関しては、設置基準を超える分をすべて学長裁量ポストとすることにより、学長のリーダーシップが効果的に発揮できる体制を整えている。

大学の目的を達成するために、主要会議の議事要旨は、学内限定ウェブサイトに掲載し構成員への情報提供・共有化を行い、共通理解を図っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズの把握のため、施設満足度調査、携帯電話やパソコンを用いた附属図書館の利用状況調査、また、学生と副学長が直接対話するランチタイムミーティングを実施するなど、継続的に状況を把握して改善に努めている。

さらに、教職員からの意見を大学運営に反映するため、重要事項の策定・決定に当たっては、パブリックコメントを実施している。また、教職員と学長が直接対話するランチタイムミーティングも継続的に実施している。

学外関係者のニーズについては、卒業生・修了生調査協力者会議、学生後援会総会、教育懇談会等の開催を通じて、教育内容等に関する意見の聴取を行っている。さらに地域共同研究センター事業協力会、京丹後市との間で設けた連携・協力推進協議会等を通じて、産業界及び地域のニーズの把握に努めている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事（非常勤）2人を置き、その運用に関する規則として、京都工芸繊維大学監事監査規則及び同実施細則を制定し、業務の適正かつ能率的な実施を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的として監査を実施している。

監事監査については、毎年定める監事監査年度計画に基づき、教育・研究、大学の管理運営等を監査するとともに、会計監査人からの報告を受けて行う決算報告書・財務諸表等の監査を実施し、結果については、書面により学長に報告を行っている。これらの監査指摘事項は対応措置を明確にし、監事に返報している。

また、監事はこれら監査のほか、役員会・教育研究評議会・部局長等会議等の重要会議に出席し、業務に関する情報収集や意見交換、適切な助言や指導等を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営等に関わる職員の資質向上への取組は、人事基本方針の人材育成の項目で定められている、教職員の研修等による全学的な人材育成計画に基づいて行っており、将来を担う若手職員への長期派遣の文部科学省行政事務研修、海外派遣語学研修、民間企業業務手法体得派遣研修をはじめ、学内外において職

種、職階、分野別研修及び自己開発研修を行っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

中期目標において、「ユーザー・オリエンティッドの大学運営の徹底」、「トップマネジメントに必要なマーケティング手法の活用」、「全学一体となった実施体制の確立」を掲げ、具体的な年度計画を策定・実施している。また、大学の理念において、「京都工芸繊維大学は、資源の適正で有効な配置を心がけ、高い透明性を保ちつつ、機動的な判断と柔軟かつ大胆な行動をもって使命を達成する。」との運営方針を掲げている。これらの方針を踏まえ組織管理等に係る関連諸規則等を整備し、管理運営に関わる学長、理事、学部長、研究科長等の職務、権限、選考等についても、同規則に規定している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画等に関する情報は、大学ウェブサイト上で公表している。また、大学の構成員が必要に応じて検索可能なデータベースシステムが構築されており、継続的に情報が蓄積される体制が整備されている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成16年5月に、大学の自己点検・評価を一元的に企画・立案・実施する大学評価室を設置し、そこが中心となって、外部評価を含め、全学的な自己点検・評価活動を実施している。平成18年度には、大学が定めた「評価の視点」ごとに収集した資料・データに基づき、教育、研究、管理運営等大学の活動全般について自己点検・評価を実施している。また、平成16～17年度には、事務の自己点検・評価を実施し、事務が実施する業務ごとに、業務の目的・目標に対する達成度、効率性、有効性、経済性等について可視化した評価シートを作成している。

法人化に伴い、担当理事等が中心となって大学の中期目標・中期計画の達成状況をその年度の実績として全学的に検証している。年度計画の実施については、担当部署等で実施計画の策定、中間評価の実施、実績報告書の提出等、一連のプロセスの中で点検・評価を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価の結果は報告書として公開している。さらに、平成 14 年度以降に行った自己点検・評価の結果については大学ウェブサイトでも公開し、学内外に向けて情報の発信に努めている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成 18 年度に行った教育、研究、管理運営等大学の活動全般についての自己点検・評価の結果については、管理運営を含め、大学の教育研究活動全般に関し外部評価を実施している。また、平成 16～17 年度に行った事務の自己点検・評価については、大学の教員・学生、私立大学関係者及び外部コンサルタントによる外部評価を実施し、指摘された事項及びそれに対する具体的な対応策を大学ウェブサイトに公表している。

経営協議会学外委員からの意見・提言を、大学運営の改善に役立てている。

中期目標・中期計画の達成度については、各事業年度における業務の実績に関する自己評価書を経営協議会、役員会で審議の上、国立大学法人評価委員会に提出している。法人評価委員会からの評価結果についても経営協議会、役員会で検討・審議し、大学運営の改善に取り組んでいる。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価の結果については、その後に実施した外部評価の結果と併せ、課題が判明した部署に対して提言を行っている。各部署では、提言を踏まえ、改善を進めている。事務の自己点検・評価についても、外部評価の結果と併せ、事務業務及び事務組織の改善を図っている。

年度計画に係る業務実績に関する国立大学法人評価委員会からの評価結果については、学内で評価結果の共有化を図り、学長のリーダーシップの下、担当理事等を中心として具体的な改善策の検討を行い、キャンパス整備計画の策定など改善を図っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員定数に関して、設置基準を超える分をすべて学長裁量ポストとすることにより、学長のリーダーシップが効果的に発揮できる体制を整えている。
- 外部評価において指摘された事項及びそれに対する具体的な対応策を、大学ウェブサイトに公表している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 京都工芸繊維大学

(2) 所在地 京都府京都市左京区松ヶ崎

(3) 学部等の構成

学部：工芸科学部（平成18年4月1日設置）、工芸学部、繊維学部（平成18年度から学生募集停止）

研究科：工芸科学研究科

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、美術工芸資料館、地域共同研究センター、情報科学センター、環境科学センター、ショウジョウバエ遺伝資源センター、機器分析センター、放射性同位元素実験室、大学院ベンチャー・ラボラトリー、インキュベーションセンター、繊維科学センター、生物資源フィールド科学教育研究センター、ものづくり教育研究支援センター、保健管理センター

(4) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）

学生数：学部3,064人、大学院1,111人

専任教員数：292人

助手数：7人

2 特徴

本学の歴史は、明治30年代初頭に始まる。日本の近代化が進み、新しい世紀を迎える時期に京都高等工芸学校（明治35年設置）及び京都蚕業講習所（明治32年設置）が開学した。その後、京都高等工芸学校は京都工業専門学校に、京都蚕業講習所は数次の改革を経て京都繊維専門学校に改称し、戦後に至る。

昭和24年の学制改革により、両前身校は合体して、工芸学部、繊維学部の2学部からなる京都工芸繊維大学として発足した。

昭和40、41年には大学院修士課程、工芸学研究科（6専攻）及び繊維学研究科（3専攻）を設置し、教育研究組織はさらに充実したものとなった。

昭和63年に工芸科学研究科（博士前期課程（修士課程）6専攻、博士後期課程（博士課程）3専攻）の設置と、学部学科の改組、工業短期大学部（夜間課程）の廃止転換、両学部における昼夜開講制の実施など、本学発

足以来の抜本的な改革を行った。また、平成10年には、繊維学部にデザイン経営工学科を、大学院工芸科学研究科に独立専攻として先端ファイブ科学専攻を設置し、平成14年には、デザイン経営工学専攻、平成16年には、建築設計学専攻を設置して、教育研究組織のさらなる充実を図った。

平成16年11月、国立大学法人への移行を機に、大学の理念を再構築した。理念の要旨は、「知と美と技そして京」をキーワードに、本学が果たすべき役割と目指すべき方向を鮮明なメッセージとして公表した。

平成18年4月には、この大学の理念に沿って、教育研究組織の大幅な改組・再編を実施した。学士課程では、従来の2学部7学科を再編統合して工芸科学部を新設し、3学域10課程に再編し、学部の壁をなくした柔軟な体制、学域区分による大学院と連続した体制とした。また、博士前期課程は、既設の9専攻を12専攻に再編し、修士論文を課さない社会人対応の特定課題型コースを設けるなどの工夫を行っている。博士後期課程は、学士課程、博士前期課程との関係を明確にした4専攻に再編した。また、学内の教育研究センターと連携して、応用力のある研究能力を高めるよう工夫を図っている。

近年の展開を振り返ると、昭和55年に「美術工芸資料館」を設置し、19世紀のポスター、建築図面、工芸品を収集し、広く公開している。平成2年「地域共同研究センター」を設置し、産学連携を積極的に推進するとともに、平成15年にはインキュベーション施設を設置して、大学発ベンチャー創出に向け積極的に取り組んでいる。平成11年には、世界最大の維持系統数を誇る「ショウジョウバエ遺伝資源センター」を設置し、世界中核センターとしての役割を果たしている。

また、平成18年度の改組を機に、本学の伝統である繊維の教育研究を積極的に推進するため、「繊維科学センター」を、高度加工技術を教育研究するため、「ものづくり教育研究支援センター」を設置した。

本学は、「工芸科学」という学部・研究科の名称が示すように、京都の伝統文化と現代工学の融合を目指して教育研究活動を行ってきた。現在は、バイオ、材料、情報、環境などの先端科学技術分野から造形・デザインまで、幅広い分野において「人に優しい実学」を目指した個性ある教育研究を行っている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

大学開学時（昭和 24 年）に定められた本学の目的は、前身校 2 校の歴史や大学の設立経緯および大学名称に呼応して「工芸及び繊維」に関する学術を謳っている。その後 60 年、数次の改革・改組を経てきたが、工芸学および繊維学から発展した工芸科学、すなわちヒューマン・オリエンティッド・テクノロジーを教授・研究する大学として自らを位置づけている。さらに法人化を機に平成 16 年 11 月、大学理念を策定した。本学の歴史に通底して流れるものは知性と感性との協奏であり、知・美・技の探究、文化・芸術と科学・技術との融合である。このことは、大学のシンボルマークにおいて象徴的に表されている。

大学理念は、「知と美と技そして京」の 4 文字を用いて、本学の 100 年にわたる伝統と学風、21 世紀の将来像を描き、教育、研究の目的及び社会貢献、大学運営の指針を定めたものである。この大学理念は、平成 18 年の改組を機に教育研究組織の編成へと展開し、大学目的を反映させた学部・学域・課程（学科）の教育目標、育成すべき人材像、カリキュラムを設計し一貫性のある教育体系としている。

大学理念に謳われている「知」と「美」と「技」そして「京」、これらの 4 つのキーワードは、学部教育組織における 3 つの学域に体现され、第 1 学域（生命物質科学域）では、鋭い知性をもつ科学技術者の育成、第 2 学域（設計工学域）では、幅広いものづくりに習熟した工学技術者、そして第 3 学域（造形科学域）では感性に優れた建築家やデザイナーの育成に主眼をおいて教育を展開する。3 つの学域は、知と美と技を究めていくための教育・研究分野であるが、京は、それらを横につなげて異分野リテラシーを獲得するための知的触媒として作用するものである。

大学院においては、博士前期課程の専攻を 3 つの学域に区分することによって体系化し、博士後期課程の 3 専攻に至る。また、本学の特色ある繊維関連分野の教育研究を担う先端ファイブプロ科学専攻は、独立専攻として設置している。大学院の教育目標は、工学系大学の特色を活かした、国際的に活躍できる高度専門技術者の育成である。

平成 18 年 4 月の改組における学部、大学院の設置趣旨から、教育研究上の理念と目的の要点を列記する。

○工芸科学部の教育研究上の理念と目的

幅広い教養と高い倫理性を有し、自らの構想力と遂行力によって 21 世紀の産業、社会、文化に貢献できる工科系専門技術者を養成することを目的とする。

○工芸科学研究科の教育研究上の理念と目的

本学の理念や長期ビジョンに掲げる「21 世紀の産業と文化を創出する『個性的で感性豊かな国際的工科系大学』づくり」を目指して大学院の充実を図るとともに、科学技術の進展や社会の要請に応えるため、大学院が担うべき人材養成機能の役割を踏まえた教育研究を展開する。

〔博士前期課程〕

- (1) 高度な専門的知識・能力を持ち、柔軟で応用力のある 21 世紀の社会を切り拓く高度専門技術者の養成
- (2) 実践的外国語能力を備えた国際的に通用する高度専門技術者の養成

〔博士後期課程〕

- (1) 創造性豊かな優れた研究・開発能力を有し、自立して研究活動が行える研究者、開発技術者の養成
- (2) 実践的外国語能力や国際経験を有し、国際舞台で活躍できる研究者等の養成

京都工芸繊維大学の理念

京都工芸繊維大学は、遠く京都高等工芸学校及び京都蚕業講習所に端を発し、時代の進展とともに百有余年にわたり発展を遂げてきた。本学は、伝統文化の源である古都の風土の中で、知と美と技を探求する独自の学風を築きあげ、学問、芸術、文化、産業に貢献する幾多の人材を輩出してきた。本学は、自主自律の大学運営により国

立大学法人として社会の負託に応えるべく、ここに理念を宣言する。

基本姿勢

京都工芸繊維大学は、未来を切り拓くために以下の指針を掲げ、教育研究の成果を世界に向けて発信する学問の府となることを使命とする。

- ・人類の存在が他の生命体とそれらを取りまく環境によって支えられていることを深く認識し、人間と自然の調和を目指す。
- ・人間の感性と知性が響き合うことこそが、新たな活動への礎となることを深く認識し、知と美の融合を目指す。
- ・社会に福祉と安寧をもたらす技術の必要性を深く認識し、豊かな人間性と高い倫理性に基づく技術の創造を目指す。

研 究

京都工芸繊維大学は、建学以来培われてきた科学と芸術の融合を目指す学風を発展させ、研究者の自由な発想に基づき、深い感動を呼ぶ美の探求と卓越した知の構築によって、人類・社会の未来を切り拓く学術と技芸を創成する。

教 育

京都工芸繊維大学は、千年の歴史をもつ京都の文化を深く敬愛するとともに、変貌する世界の現状を鋭く洞察し、環境と調和する科学技術に習熟した国際性豊かな人材を育成する。そのため、自らの感動を普遍的な知の力に変換できる構想力と表現力を涵養する。

社会貢献

京都工芸繊維大学は、優れた人的資源と知的資源とを十分に活かし、地域における文化の継承と未来の産業の発展に貢献するとともに、その成果を広く世界に問いかけ、国際社会における学術文化の交流に貢献する。

運 営

京都工芸繊維大学は、資源の適正で有効な配置を心がけ、高い透明性を保ちつつ、機動的な判断と柔軟かつ大胆な行動をもって使命を達成する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

平成16年の法人化を契機に、本学の100年を超える伝統と学風、21世紀の将来を見据えて大学理念及び目的を定め、平成18年の大改組を機に教育研究組織の編成へと敷衍し、大学の理念・目的を反映した学部・学域・課程（学科）の教育目標、育成すべき人材像、カリキュラムを定め、体系的な運用を図っている。そのための広報活動として、各種印刷物での周知公表の他、大学広報ポリシーに基づくHPの管理・運用を行い、年間100万件のアクセス数を数え、日経BPコンサルティングの「全国大学サイト・ユーザビリティ調査」におけるランキングも年々上昇し（平成19年度は国公立大学中3位）、高い評価を得ている。またシンボルマークを制定して、各種印刷物の出版、大学グッズの製作、学生によるオープンキャンパスのポスター制作の際にも活用し、学内構成員に浸透させている。

大学の目的、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、養成しようとする人材像、達成しようとする基本的な成果等を明確に定め、広く社会に公表していることから、基準1は達成されていると判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究の基本組織は、工芸科学部1学部3学域10課程制としている。学域という概念を用いて学部・大学院教育の連携を図り、「知・美・技の探求」という本学の理念に対応した学部・学域・課程の構成は、教育研究目的を達成する上で適切なものといえる。

また、教育研究センター（業務管理センター）を設置して教育実施体制を整備している。業務管理センターは副学長・教員・事務職員からなる組織であり、総合教育センター、学生支援センター、国際交流センター、アドミッションセンターが学生関連の業務管理センターである。そのうち総合教育センターは、教育プログラム改革部会、教育評価・FD部会、地域連携部会からなり、教育事業を推進している。

教育研究推進支援機構を構成する12の教育研究センターは特色ある教育プログラムを提供しており、学部・大学院の教育に貢献している。美術工芸資料館、ショウジョウバエ遺伝資源センター、繊維科学センターは全国でも特色ある施設であり、研究のみならず、資格教育にも貢献している。

このように教育研究組織は大学理念の下に体系化されており、迅速な実施体制とともによく機能していると判断する。

基準3 教員及び教育支援者

人事委員会は、学生収容定員の原則に基づき、標準教員数を算定し、組織ごとの教員配置数を定めている。教職員の継続的評価システムとして勤勉手当評価及び昇給評価を導入し、評価基準や評価方法を他大学に先駆けて整備して、透明公平な方式としてモデル化している。教員採用基準、昇格基準、博士後期課程担当基準を定めて公表し公募要領に反映している。教育支援者としての技術職員は、高度技術支援センターとして組織化され、実験・実習の支援、センター業務、研究支援の3つの領域で活動しているが、学生プロジェクトなどの教育連携業務にも積極的に参加している。

このことから、教員及び教育支援者は適切に配置され、活発に機能していると判断する。

基準4 学生の受入

アドミッション・ポリシーを工芸科学部の課程（学科）ごと、大学院専攻ごとに制定し、求める人材像とともに広報に努めている。入試に関する実施体制は、アドミッションセンターが企画、広報、AO入試を担当し、入試委員会が試験の実施及び科目別出題委員会を統括し、学部教授会が判定を行っている。AO入試の入学者に

対しての入学前学習をきめ細かく実行している。また、入試種別や入試機会の多様化にも努めているが、平成18年度の改組による入学定員の適性化及び前期シフトへの改定の結果、学部及び大学院博士前期課程の入学志願者・受験倍率・入学者数は適切な数字となってきた。博士後期課程の入学者数も定員に近い数字となっている。このことから、学部及び大学院の学生の受け入れは、適切に実施されていると判断する。

基準5 教育内容及び方法

全学共通科目、専門基礎、学科専門の3層構造に体系化し、授業科目を本学の伝統であるクサビ型に配置し、実験実習演習科目の少人数クラス制、GPAやCAP制を実践している。一方、大学院においても専攻を整備して定員増を行い、修士論文以外の修了要件として、特別課題型コースを設定し、作品制作による修了認定を行うなどの大胆な改革を実施している。3つのGPプログラムなど、本学の理念や目標を反映した教育プログラムによって教育は活性化しており、このことは、実際、学生生活実態調査や卒業生・修了生への出口調査のうち、満足度調査の項、達成度調査の項の結果からも裏付けられる。

基準6 教育の成果

学生が身に付けた学力や能力のうち、学業成績は、単位の取得状況、進級率、卒業率、GPAの値から判断すると、進級率、卒業率はともに約90%であり、単位の取得状況は、卒業要件130単位から判断して適切である。すなわち低学年では1学期当たり20単位程度、高学年では20単位～10単位前後、専門教育と全学共通科目のバランスというカリキュラム設計の意図を反映している。

GPAの値は、4点満点中全学平均2.2である。TOEICの実績はカレントイングリッシュの受講者は受講前700点以上者が増加するなどの成果をあげている。

学生の受賞歴や大学院生の論文数・学会発表数・作品発表数も過去5年にわたり、順調に増加している。また学生が関与した発明件数も順調に伸びてきている。

学業の成果に関する学生自身の評価に関して、卒業時に出口調査を行い、学業成果に対する卒業生自身の達成度、満足度、有益性を調査している。この結果、88%の卒業生が所属学科の学習・研究の内容と成果に満足している。同じく89%の学生が、自己達成度は正しく評価されていると認識している。また、在校生に関しては、授業評価の科目別達成度、学生生活実態調査における入学・進学・学業に関するアンケート、成績判定者調査(教員調査)の結果、約80%の学生がカリキュラムを消化できていると判断している。また、授業の難易度に関しても、全科目の平均が4点満点中3.2であり、学生は適切であると判断している。

就職先や一般外部者からの意見聴取から見ると、本学卒業生は、基礎学力、専門技能に優れているが、語学教育と知的資産教育がやや低い評価となっている。平成18年度改組による新カリキュラムの成果が期待される場所である。一方、感性・芸術・歴史・技術者倫理などは高い評価を得ており、GPの採択テーマと符合する教育分野である。

基準7 学生支援等

平成16年度に学生支援センターを立ち上げ、生活支援及び経済支援、課外活動支援、就職支援の3つの部会において活動を展開してきたが、平成18年度からは、新たに学習支援体制を整備して本格稼働に入り、学習支援、経済支援、課外活動支援、就職支援の4つの柱を中心に活動している。また、学生生活実態調査などを通じて学生のニーズをくみ上げ、副学長ランチタイムミーティングや意見箱による個別ニーズの把握、学生サービス課職員とのランチタイムミーティング、また、学生後援会や教育懇談会における父兄からの意見聴取など、学生生活に関するニーズの把握に努めている。

学生相談窓口は、学生相談室システムを創設して全学的な事案(課外活動、経済支援、就職支援、健康相談、

京都工芸繊維大学

ハラスメント相談窓口など）と学生の身近な課題を相談するための課程相談窓口（スタディー・アドバイザー制度と就職相談）との2つに整理した。学生支援情報の周知方法としては、ホームページ、掲示板、学内で発行している学生向けの広報誌 e-KIT などの印刷媒体に加え、携帯電話による個別伝達、新入生春学期の金曜1時限目に全新入生向けに KIT 入門という科目を開設し、副学長や学域長から、キャリア形成や就職のあり方を中心に、大学の歴史、学生支援策などの情報を科目講義を通して伝達している。

基準 8 施設・設備

環境施設委員会においてキャンパス・マスタープラン及び基準面積の原則を定め、耐震改修を機に学科間格差解消、若手研修者スペースの確保を実現し、環境部会において全学取得された ISO の更新活動を行っている。

施設整備事業は、学生からの要求と施設マネジメント課独自の見回り結果に基づき、自学自習室の整備、トイレの改修、総合研究棟の確保といったキャンパス整備を順次進めている。また、本学の特色を活かして、学生コンペによる国の登録有形文化財の交流プラザへの改修、学生によるウッドデッキの制作、学生の手になる GP で借りた京町屋の改修、京丹後キャンパスの整備など、施設を学習教材として活用しながら整備している。

美術工芸資料館では、ポスター、建築図面、工芸品の体系的収集と公開展示や地元小学生への特別講義や機関リポジトリを通じての公開を行っている。また、ショウジョウバエ遺伝資源センターは世界最大の系統保存数を有しているが、ナショナルバイオリソース事業の一環としてショウジョウバエの系統的収集・維持を行い、世界各地へ研究資料として有償配布している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学では、総合教育センターの FD 部会による授業評価に加えて、満足度調査、自己達成度調査、環境施設調査など学内外からの意見聴取を行い、教育方法の改善に役立てている。

授業内容、教材、教授技術の継続的改善を行う体制は次のように整備している。学生の授業評価の結果を踏まえ、授業公開と教員研修会の2つの機会を設けて授業内容、教材、さらに教授技術の継続的改善を図っている。学生の授業評価の結果をHP上に公表して評価標準を確認し、質の向上に役立てている。また、新任教員研修実施要領を定め、本学で初めて講義を担当することになった教員は、公開授業に参観して報告書を提出し、教員研修会にも参加し、課程長や専任教員の授業参観や指導を受けることとしている。

教育支援者への FD 研修に関しては、高度技術支援センターに所属する技術職員は、個人のスキルアップのための研修により、労働安全衛生法に関する多数の資格を得てきたが、平成 19 年度からは、個人の技能向上に加え、教育支援者としての組織立った教育 FD の研修を開始し、科目別の授業支援報告書に基づき、実験・実習の改善策を検討するとともに、教員 FD 研修会にも代表者を参加させ、協同して教育力向上に努めている。

教員 FD 研修の成果に関しては、授業評価アンケートの学科別集計が示すように、平成 15 年以降、いずれの学科においても、次第に学生からの授業評価結果は上昇している。授業評価は、テーマの一貫性や興味ある内容かどうか、教員の教え方が丁寧であるかどうか、質問に応じる姿勢があるか、などの 12 項目を 4 点満点で採点した結果の平均値である。全科目の得点の平均値は、平成 15 年前学期では 3.0 以下の学科が散見されたが、平成 16 年以降、各学科とも 3 点を超える結果となっている。

基準 10 財務

本学の資産は、法人化以前の土地及び建物等のすべてを国から現物出資を受けており、老朽化した建物については、計画的に耐震改修整備事業を進める等、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を維持・保有している。また、借入金等の利息を伴う債務もなく過大な債務はない。

学生納付金については、適正規模の入学確保に努めており、また、学生収容定員も充足しているため収入

は安定しており、外部資金収入等も継続的に確保している。

収支に係る計画等は、学内諸会議での検討や審議を経て、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として適切に策定しており、大学のホームページ上で関係者に明示している。

収支の状況については、毎年度総利益をあげており、支出超過となったことはない。

財務諸表については、文部科学大臣の承認後、法令に基づき官報に公示し、監事及び会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学ホームページ上で公表する等、適切な形で公表している。

財務に関する監査は、内部監査、監事による監査及び会計監査人による監査がそれぞれ適切に実施されており、特に、国立大学法人評価委員会の評価結果において「監事監査については、具体的な改善提案を含んだ監査報告書が提出されている」、「内部監査の実施については、内部監査が財務担当理事総括の下で実施され、是正改善の必要がある事項については、学長に報告するなど、独立性が担保されていると認められる」と評価されているとおり、適正に行っている。

公的研究費等の不正使用を防止し適正な運用・管理の推進を図るため、教員発注を制度化し会計上の責任を持たせており、また、検収センターの設置により検収の徹底を図る等、事務処理体制の整備を行っている。

基準 11 管理運営

管理運営組織として、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置するとともに、法人経営に関わる重要事項を担う大学戦略組織及び教育研究に関する業務を担う業務管理センターを設置し、学長を中心とした管理運営体制を整備している。さらに、新規事項や複合的な事項に総合的な見地から、戦略的かつ迅速に対応するため、学長、理事及び副学長で構成し、学長が主宰する会議を設けている。事務組織は、経営方針に沿って業務を遂行するため、事務局長（理事）の直轄組織とし、必要な職員を配置している。これにより、学長のリーダーシップのもと効果的な意志決定を行うことができる組織形態であり、効果的に運営されている。

学生を対象としたアンケート、学長と教職員とのランチミーティング、地域懇談会への参加等を実施することにより、ユーザーのニーズを把握し大学運営に反映させている。

監事は、国立大学法人法及び監事監査規則等に則り、業務監査及び会計監査を適切に実施している。また、学内の重要会議に出席するなど、管理運営について幅広い視点から提言等を行っており、適切な役割を果たしている。

人材育成計画を策定し、組織的かつ計画的に職員の資質向上のための取組を行っている。

大学の活動の総合的な状況については、大学評価室が中心となり、根拠となる資料・データに基づく自己点検・評価の実施、第三者評価への対応など、全学的な点検・評価活動を実施している。自己点検・評価の結果についてはウェブサイト等で学内外に積極的に公開するとともに、学外有識者によって検証する体制を整備し、大学運営の改善に反映させている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/daigaku/jiko_kyotokougeiseni_d200903.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	京都工芸繊維大学通則
	1-1-1-2	国立大学法人京都工芸繊維大学の中期目標
	1-1-1-3	京都工芸繊維大学工学科学部履修規則
	1-1-3-1	京都工芸繊維大学大学院学則
	1-1-3-2	京都工芸繊維大学大学院工学科学研究科履修規則
	1-2-1-1	理念（概要 2007 国立大学法人京都工芸繊維大学 1頁）
	1-2-1-2	理念（KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY 2006-2007 7頁）
	1-2-1-3	理念（国立大学法人京都工芸繊維大学 ポケットガイド 2～3頁）
	1-2-1-4	理念（京都工芸繊維大学 工学科学部および工学科学研究科履修要項 2008 巻頭）
基準2	2-1-2-1	京都工芸繊維大学の工学科学部及び大学院工学科学研究科の組織に関する規則
	2-1-2-2	京都工芸繊維大学工学科学部教務委員会細則
	2-1-2-3	京都工芸繊維大学工学科学部教務委員会言語教育専門部会内規
	2-1-3-1	国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則
	2-2-1-1	平成19年度教育研究評議会審議事項一覧
	2-2-1-2	平成19年度学部教授会，課程長等会議，研究科教授会，専攻長等会議審議事項一覧
	2-2-2-1	平成19年度工学科学部教務委員会，工学科学研究科教務委員会審議事項一覧
	2-2-2-2	総合教育センター審議事項一覧
	基準3	3-1-1-1
3-1-1-2		京都工芸繊維大学における教員の配置について（第7回教育研究評議会（平成16年9月16日）承認）
3-1-6-1		国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針
3-1-6-2		人材確保のガイドライン
3-1-6-3		国立大学法人京都工芸繊維大学教員の任期に関する規則
3-1-6-4		国立大学法人京都工芸繊維大学外国人研究員就業規則
3-2-1-1		京都工芸繊維大学教員選考基準
3-2-1-2		京都工芸繊維大学大学院工学科学研究科教員候補者選考細則
3-2-1-3		京都工芸繊維大学大学院工学科学研究科博士後期課程担当教員選考細則
3-2-2-1		『京都工芸繊維大学における教員評価制度について（筑波大学大学研究センター公開研究会資料）』
3-3-1-1		授業科目と科目担当者の代表的研究論文等との関連の例（博士前期課程）
基準4	4-1-1-1	入試区分毎のアドミッション・ポリシー（入試区分毎の学生募集要項抜粋）
	4-2-1-1	平成21年度入学者選抜要項〔1，10～12頁〕
	4-2-1-2	平成20年度一般選抜学生募集要項〔6～9頁〕
	4-2-1-3	平成20年度ダビンチ（A0）入試学生募集要項〔9～10頁〕
	4-2-1-4	一般選抜入学試験実施状況
	4-2-1-5	ダビンチ（A0）入試入学試験実施状況

	4-2-1-6	面接要領
	4-2-1-7	平成21年度工芸科学研究科博士前期課程(修士課程)一般選抜学生募集要項〔巻頭〕
	4-2-2-1	2009年(平成21年)度私費外国人留学生学生募集要項〔7頁〕
	4-2-2-2	平成20年度社会人特別選抜学生募集要項〔3頁〕
	4-2-2-3	平成21年度3年次編入学学生募集要項〔10頁〕
	4-2-2-4	3年次編入学入学試験実施状況
	4-2-2-5	社会人特別選抜入学試験実施状況
	4-2-2-6	私費外国人留学生入学試験実施状況
	4-2-4-1	アドミッションセンター活動・研究報告書(平成18・19年度)
基準5	5-1-1-1	京都工芸繊維大学工芸科学部履修要項2008〔2頁〕
	5-1-2-1	GP 関連資料(新たな工学的感性を養う教育プログラム, 京都ブランドによる人材育成と地域創成, 創造性豊かな国際的工科系専門技術者の育成)
	5-1-2-2	学生と教員の共同プロジェクト事業関連資料(学生フォーミュラ参戦プロジェクト, 洛西寮中庭改造計画ウッドデッキ製作プロジェクト, ROBOCON 挑戦プロジェクト, 東京 DESIGNER' S WEEK 2006, 切削加工ドリムコンテスト参加プロジェクト)
	5-1-3-1	シラバス記載事項に見られる, 基礎となる研究の成果を反映している幾つかの例(学部)
	5-1-3-2	最近5年間に本学教員が著したReview論文と教育内容との関係の例
	5-2-2-1	シラバス
	5-2-3-1	課程における自主学習促進の取組例
	5-3-1-1	シラバス
	5-3-3-1	京都工芸繊維大学工芸科学部履修要項2008〔6頁〕
	5-3-3-2	京都工芸繊維大学総合教育センター 教育評価・FD部会報告書2007〔69~72頁〕
	5-4-1-1	京都工芸繊維大学大学院履修要項2008〔9~22頁〕
	5-4-2-1	シラバス
	5-4-2-2	シラバスに見る授業科目の目的・概要
	5-4-2-3	京都工芸繊維大学総合教育センター 教育評価・FD部会報告書2007〔17~26頁〕
	5-4-2-4	大学院課程における特色ある授業の例
	5-4-3-1	シラバスの概要等に研究成果・動向の反映を明示している大学院授業
	5-7-3-1	京都工芸繊維大学における修士の学位授与に関する内規
	5-7-3-2	京都工芸繊維大学における課程修了による博士の学位授与に関する内規
	5-7-3-3	京都工芸繊維大学大学院履修要項2008〔75~79頁〕
	5-7-4-1	京都工芸繊維大学大学院履修要項2008〔1頁〕
基準6	6-1-1-1	大学HPの教育・研究欄
	6-1-1-2	京都工芸繊維大学工芸科学部履修要項2008〔巻頭〕
	6-1-1-3	京都工芸繊維大学大学院履修要項2008〔7, 23頁〕
	6-1-2-1	平成19年度博士学位授与者(課程)学位基礎(発表)論文の例
	6-1-2-2	学生を受賞一覧(平成19年度受賞分)
	6-1-3-1	京都工芸繊維大学総合教育センター 教育評価・FD部会報告書2007〔10頁〕
基準7	7-1-3-1	学生生活実態調査報告書 平成19(2007)年度

	7-2-2-1	京都工芸繊維大学学生課外活動団体要項
	7-2-2-2	京都工芸繊維大学課外活動団体施設使用要項
	7-2-2-3	京都工芸繊維大学学生後援会会則
	7-3-1-1	京都工芸繊維大学学生相談室要項
	7-3-1-2	京都工芸繊維大学学生支援センター規則
	7-3-1-3	ハラスメントに係るパンフレット「学生、教職員のみなさん、京都工芸繊維大学からハラスメントをなくしましょう」
	7-3-4-1	京都工芸繊維大学学生支援センター専門部会細則
基準8	8-1-1-1	建物配置図（概要 2007 国立大学法人京都工芸繊維大学 巻末）
	8-1-1-2	本学HP「京丹後キャンパス地域連携センター」
	8-1-2-1	KITnet（京都工芸繊維大学情報ネットワーク）幹線構成図
	8-1-2-2	ネットワーク概念図（サーバ機器配置、PC配置図）
	8-1-2-3	情報セキュリティポリシー
	8-1-2-4	国立大学法人京都工芸繊維大学の保有する個人情報の管理に関する規則
	8-1-3-1	学生生活案内 平成20年度 [25～40頁]
	8-1-3-2	安全の手引
	8-1-3-3	京都工芸繊維大学における共同利用に係る施設の活用に関する基本指針
	8-2-1-1	附属図書館学生図書選書ワーキング要項
基準9	9-1-1-1	自己点検・評価報告書（平成19年3月）
	9-1-1-2	外部評価報告書（平成19年9月）
	9-1-1-3	JABEE 認定書
	9-1-2-1	京都工芸繊維大学総合教育センター 教育評価・FD部会報告書2007 [9～26頁]
	9-1-3-1	京都工芸繊維大学総合教育センター 教育評価・FD部会報告書2007 [69～76頁]
	9-2-1-1	京都工芸繊維大学総合教育センター 教育評価・FD部会報告書2007 [27～54頁]
	9-2-2-1	京都工芸繊維大学総合教育センター 教育評価・FD部会報告書2007 [59～68頁]
	9-2-3-1	平成19年度各種研修会開催一覧
基準10	10-1-1-1	貸借対照表（平成16年4月1日）
	10-1-1-2	貸借対照表（平成20年3月31日）
	10-1-2-1	平成19年度決算報告書
	10-2-2-1	損益計算書（平成19年4月1日～平成20年3月31日）
	10-2-3-1	予算編成方針
	10-2-3-2	京都工芸繊維大学キャンパス・マスタープラン2006
	10-2-3-3	京都工芸繊維大学における設備整備に関する基本計画
	10-3-1-1	官報（平成18年度分）
	10-3-2-1	国立大学法人京都工芸繊維大学会計規程
	10-3-2-2	国立大学法人京都工芸繊維大学会計内部監査実施要項
	10-3-2-3	平成19年度会計内部監査報告書のまとめ
	10-3-2-4	国立大学法人京都工芸繊維大学監事監査規則
	10-3-2-5	国立大学法人京都工芸繊維大学監事監査実施細則

京都工芸繊維大学

	10-3-2-6	平成19年度監査報告書
	10-3-2-7	独立監査人の監査報告書（平成19年度分）
	10-3-2-8	国立大学法人京都工芸繊維大学の平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果
	10-3-2-9	国立大学法人京都工芸繊維大学の平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果
	10-3-2-10	国立大学法人京都工芸繊維大学の平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果
基準11	11-1-1-1	国立大学法人京都工芸繊維大学役員会規則
	11-1-1-2	国立大学法人京都工芸繊維大学教育研究評議会規則
	11-1-1-3	国立大学法人京都工芸繊維大学経営協議会規則
	11-1-1-4	京都工芸繊維大学部局長等会議規則
	11-1-1-5	国立大学法人京都工芸繊維大学財務委員会規則
	11-1-1-6	国立大学法人京都工芸繊維大学大学評価室規則
	11-1-1-7	国立大学法人京都工芸繊維大学広報センター規則
	11-1-1-8	国立大学法人京都工芸繊維大学基本構想委員会規則
	11-1-1-9	国立大学法人京都工芸繊維大学知的財産本部規則
	11-1-1-10	大学事務と事務組織の見直しについて
	11-1-1-11	事務局職員配置表（平成19年度）
	11-1-4-1	平成19年度監事監査計画
	11-1-4-2	平成18年度監査報告書における監事意見に対する取組状況
	11-1-5-1	教職員の研修等による全学的な人材育成計画
	11-1-5-2	職員の研修実績一覧
	11-3-1-1	自己点検・評価実施要項
	11-3-1-2	自己点検評価の項目及び視点
	11-3-1-3	大学事務と事務組織の見直しについて
	11-3-1-4	個別業務の点検・評価調書、課・室の運営状況等に係る点検・評価調書
	11-3-3-1	経営協議会委員からの意見に対する本学の取組状況（平成17～19年度）
	11-3-4-1	自己点検・評価及び外部評価で判明した課題への対応について（通知）＜抜粋＞
	11-3-4-2	外部評価及び自己点検・評価の結果に基づく改善事項とその対応について